

第1章

読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画（第3次）の概要

1 計画策定の趣旨

川崎市では、平成12（2000）年の子ども読書年を契機に「読書のまち・かわさき」事業を立ち上げ、平成16（2004）年に「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画」を策定した。計画期間は概ね5年とし、状況の変化に対応しながら計画の改定を行い、読書活動の推進を図ってきた。このたび、これまでの取組を継続・発展させるため、教育委員会と府内外で実施される読書活動に係る事業との連携も視野に入れ、第3次推進計画を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、川崎市総合計画第2期実施計画（平成30年3月策定予定）及び同計画と連携するかわさき教育プラン第2期実施計画（同）における、事務事業「読書のまち・かわさき推進事業」を推進するための具体的な方策を定めるものであり、また、子どもの読書活動の推進に関する法律（以下、「法」という。）第9条第2項の規定に基づく「市町村子ども読書活動推進計画」に位置付いている。

なお、取組の進行管理についてはかわさき教育プランの点検評価のしくみにより行う。

かわさき教育プラン第2期実施計画

<基本理念> 夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るために基礎を築く

<基本目標> 自主・自立、共生・協働

基本政策Ⅱ 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす
施策2 豊かな心の育成

事務事業 読書のまち・かわさき推進事業

川崎市総合計画第2期実施計画

基本政策2 子どもを安心して育てるこことできるふるさとづくり
政策2 未来を担う人材を育成する
施策1 「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進

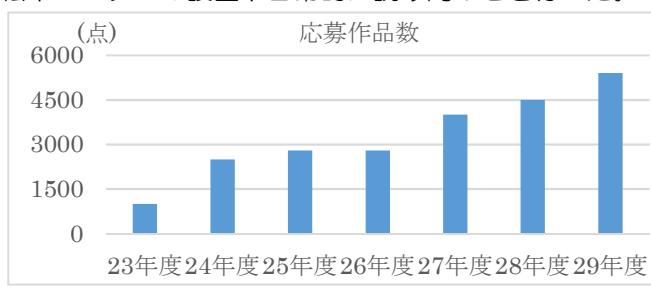
3 計画期間

平成30（2018）年度から平成33（2021）年度までの概ね4年間とする。

年度	H30 (2018)	H31 (2019)	H 32 (2020)	H 33 (2021)	～	H 37 (2025)
川崎市総合計画 基本計画						
同 第2期実施計画						
第2次 かわさき教育プラン						
同 第2期実施計画						
読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画（第3次）					計画期間	

第2章

読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画(第2次)の取組成果と課題

家庭における子どもの読書活動の推進について	«主な取組成果»	«主な課題»
	<ul style="list-style-type: none"> 市立図書館や地域子育て支援センター等で、乳幼児向けのおはなし会や講座を開催するとともに、対象年齢別のブックリストを配布する等、読書普及活動を行った。  <p>児童・生徒貸出冊数 (万) 250 230 210 190 16年度 20年度 24年度 28年度</p> <p>児童・生徒貸出冊数が増加</p>	乳幼児に向けた取組や保護者への啓発活動
地域における子どもの読書活動の推進について	«主な取組成果»	«主な課題»
	<ul style="list-style-type: none"> 市立図書館において、おはなし会ボランティアへのおはなし会用図書セット等の貸出によるボランティア支援や、要望に応じた図書の貸出などによる学校支援を行った。 地域みどり支援センターで実施している「子育てサロン」や、男女共同参画センター、こども文化センター等市内の様々な場所で読み聞かせ等を実施した。 「かわさき読書の日」において、読書推進活動に関わる優れた取組を実施している団体等の表彰や、「かわさき子どもの権利の日事業」において、読書に絡めた取組の実施により読書活動の推進を図った。 	人材育成と連携の場づくり
学校等における子どもの読書活動の推進について	«主な取組成果»	«主な課題»
	<ul style="list-style-type: none"> 総括学校司書の配置により、市立図書館との連携が図られ、学校司書配置モデル事業における学校司書の配置により、学校図書館の貸出数の増加等が見られた。 学校図書館オンラインシステムが全ての小学校・中学校、特別支援学校で稼働 約3,100名（全市）の図書ボランティアにより、学校図書館の環境整備やおはなし会などを行った。 市立図書館と連携し、不要になった資料や寄贈資料などをリユース資料として特別支援学級用に広めた。 保育園等において、絵本コーナーの設置や日常的に読み聞かせを行った。  <p>応募作品数 (点) 6000 4500 3000 1500 0 23年度 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度 29年度</p> <p>読書ポスター や標語、本の紹介文の応募作品数が増加</p>	学校図書館における環境整備、蔵書の充実
啓発広報活動の推進について	«主な取組成果»	«主な課題»
	<ul style="list-style-type: none"> 「子ども読書の日」において、児童生徒による読書啓発ポスター や標語等を掲載したカレンダー等を配布した。 「かわさき読書の日」において、作家等の講演会や児童・生徒の読書ポスター等の展示を行った。 「読書のまち・かわさき通信」を年間4回発行し、「読書のまち・かわさき」事業の活動について継続的に広報を行った。 川崎フロンターレと連携し、選手のオススメ本を紹介したリーフレットの作成や、人形劇 & おはなし会を市立小学校及び市立図書館で実施した。 	大人への読書活動の啓発、各区の市立図書館の特色を活かした啓発広報活動

読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画（第3次）（案）<概要版>

第3章 読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画（第3次）

1 基本方針

子どもの発達段階に応じ、さまざまな読書活動を広げていくため、人材・施設・設備・広報等の環境整備・充実に努める。

(1) 家庭における読書活動の推進	(2) 地域における読書活動の推進	(3) 学校等における読書活動の推進	(4) 「かわさき読書の日」を中心とした啓発活動の推進
保護者や地域の大人たちが、家庭における読書活動は子どもの育ちに大きな役割を果たすという意識をもち、乳幼児期から青年期までの家庭における読書習慣を確立できるよう活動を促進する。	市立図書館や市民館、保育園等の施設や、子ども会等における活動の中に、子どもが楽しく読書に親しめる機会を積極的に取り入れるよう努める。	学校図書館が教育課程の中で児童生徒が自ら学び、学習支援のよりどころとなる機能及び豊かな感性や情操を育む機能が果たせるよう、環境整備に努めるとともに、地域の読書活動との連携を図りながら、地域に開かれた学校図書館をめざす。	「読書のまち・かわさき」事業の一層の充実・発展を図り、家庭・地域・学校が一体となった読書活動を進めるため、引き続き、毎年11月の第1曜日を「かわさき読書の日」と定め、春の「子ども読書の日」、秋の「かわさき読書の日」を契機に、特色ある読書活動推進事業を積極的に進める。

2 具体的な方策

項目	具体的な方策
家庭 ア 家庭における子どもの読書活動の推進	(ア) 保護者向け講座等の開催 (イ) 資料の作成及び配布などの普及活動
地域 ア 市立図書館における子どもの読書活動の推進	(ア) 施設・設備・図書館資料等の充実 (イ) おはなし会・展示会など各種行事の開催 (ウ) 子どもへの選書支援 (エ) 専門的職員の配置・ボランティア活動支援 (オ) 学校との連携 (カ) 関係機関・団体等との連携・協力 (キ) 外国につながりのある子どもや帰国児童生徒、支援が必要な子ども等への読書活動の支援 (ク) 県立図書館や県内公立図書館との連携
イ 子育て支援にかかる施設等における子どもの読書活動の推進	地域子育て支援センター、保育施設、幼稚園、市民館、子育てサークル、自主保育グループ等が連携を図りながら、絵本の充実や、読み聞かせの実施等を通じて、子どもが絵本に触れる機会を増やすとともに、保護者に子どもの読書活動の大切さを伝える。
ウ その他施設における読書活動の推進	こども文化センターやわくわくプラザに設置する図書コーナーの環境整備に努めるとともに、地域ボランティア等による読み聞かせや、中高生等が乳幼児に読み聞かせを行うなどの取組を広げる。
エ ボランティアや民間団体等における子どもの読書活動の推進	市立図書館や学校図書館などにおいて、ボランティアへの研修の場等の提供を行うとともに、地域家庭文庫等との人的、資料的な交流を促進するなど、さまざまな読書に関わる団体等との連携を図る。
オ 「かわさき読書の日」を中心とした子どもの読書活動の推進	(ア) 啓発イベント等の開催 (イ) 優れた取組の奨励 (ウ) かわさき読書週間の活性化
カ 子どもの権利条例に関する子どもの読書活動の推進	「かわさき子どもの権利の日事業」等において、子どもの権利に関する図書の紹介や市民グループによる絵本の読み聞かせなどを行う。また、「かわさき読書週間」と連携した取組を行うことで、効果的な広報啓発に努める。
学校 ア 学校図書館の活用と読書活動の充実	(ア) 計画的な学校図書館の活用 (イ) 児童生徒における図書委員会の活性化 (ウ) 司書教諭・図書担当教諭による読書活動の推進 (エ) 総括学校司書・学校司書による読書活動の推進 (オ) 図書ボランティアによる読書活動の推進 (カ) 関係機関との連携協力 (キ) 読書活動の啓発
イ 学校図書館の役割と整備・充実	(ア) 施設・設備の充実 (イ) 図書館資料等の計画的な整備・充実 (ウ) 学校図書館の有効活用
ウ 外国につながりのある子どもや帰国児童生徒、支援が必要な子ども等への読書活動の支援	支援が必要な子どもや、外国につながりのある子どもの状況を把握した上で、関係資料のコーナー等の設置を増やすとともに、図書ボランティアによる少人数への読み聞かせを計画的に行うなど、特色ある読書活動を推進する。
エ P T Aなど学校関係者の読書活動推進に関する協力体制への支援	P T Aなどの会合や各研究会などにおいて、先進的な取組に関する情報交換や研究協議などを積極的に行い、学校関係者の読書活動に対する意識が高まるよう支援する。
オ 保育園等における子どもの読書活動の推進	(ア) 園児及び保護者に向けた読書活動 (イ) 地域の子どもや保護者に向けた読書活動 (ウ) 乳幼児と中学生・高校生等との交流 (エ) 図書資料の充実
啓発 ア 「子どもの読書の日」と「かわさき読書の日」を中心とした啓発活動の推進	(ア) 「子ども読書の日」における関連ポスターや通信等の配布 (イ) 「かわさき読書の日」における作家等の講演会や作品展示 (ウ) 「かわさき読書週間」におけるイベントや催し
イ 「読書のまち・かわさき」通信による継続的な啓発活動の推進	内容をより充実させ、「子ども読書の日」や「全市図書ボランティア研修会」、「かわさき読書の日のつどい」の前後に発行する号などを通して、広報活動推進を図る。
ウ 市立図書館の特色を生かした啓発活動	立地や地域性など、各区の図書館が置かれた状況やその地域に合わせた特色を活かし、市立図書館の様々な活動をより多くの市民に知らせることで、更に読書活動の普及を進める。
エ 子どもの読書活動推進のための大人への啓発活動	家庭における読書活動「家読（うちぢく）」を推進するため、各家庭での「親子読書の日」の設定を促すなど、親子で本に親しむきっかけとなるよう、広報誌等で啓発する。

3 推進体制

(1) 事業推進会議

学識経験者、学校関係者、社会教育関係者、行政関係者で構成された、事業推進会議において、家庭、地域、学校における子どもの読書活動についての取組状況や諸課題を協議し、子どもの読書活動を推進する。

(2) 子ども読書活動連絡会議

図書ボランティア、総括学校司書、保育園・学校・図書館関係者、その他読書活動に関わっている方(企業等)で構成する、子ども読書活動連絡会議において、子どもの読書に係る事業計画や事業推進に対する意見、提案、評価をいたくとともに、情報収集に努め、子どもの読書活動を推進する。

(3) 市立図書館と学校図書館との連携会議

各区の市立図書館において、市立図書館と学校図書館担当者との学社連携会議を開催し、情報交換等により、お互いの現状を理解し、協力の在り方を検討する。事業推進会議では、市立図書館と学校図書館の連携がさらに進むよう支援する。

(4) 市立図書館における推進体制

各地区館の児童サービス担当職員で構成した児童青少年サービス委員会による、児童書の選書や事業の企画により、子どもに対する図書館サービスの充実を図るとともに、ボランティア同士の情報・意見交換やスキルアップの場となる「川崎市図書館おはなし会ボランティア連絡会」等の体制により、市立図書館と市民が地域ぐるみで子どもの読書活動を推進していきます。また、各区の特色を活かした読書普及活動を一層推進する。

(5) 庁内における推進体制

本計画を推進するため、教育委員会が中心となり、子どもの読書活動に関する事業などの取組みを行う庁内各部署と連携しながら、着実に取組みを進める。

読書のまち・かわさき
子ども読書活動推進計画（第3次）

（案）



読書のまち・かわさき

平成 30 (2018) 年 月

川崎市教育委員会

目 次

第1章 読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画（第3次）の概要 1

第2章 読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画（第2次）の取組成果と課題 3

第3章 読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画（第3次）

1 基本方針

(1) 家庭における読書活動の推進.....	1 6
(2) 地域における読書活動の推進.....	1 7
(3) 学校等における読書活動の推進.....	1 7
(4) 「かわさき読書の日」を中心とした啓発活動の推進.....	1 8

2 具体的な方策

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進と具体的方策.....	1 9
ア 家庭における子どもの読書活動の推進	
(ア) 保護者向け講座等の開催	
(イ) 資料の作成及び配布などの普及活動	
(2) 地域における子どもの読書活動の推進と具体的方策.....	2 0
ア 市立図書館における子どもの読書活動の推進	
(ア) 施設・設備・図書館資料等の充実	
(イ) おはなし会・展示会など各種行事の開催	
(ウ) 子どもへの選書支援	
(エ) 専門的職員の配置・ボランティア活動支援	
(オ) 学校との連携	
(カ) 関係機関・団体等との連携・協力	
(キ) 外国につながりのある子どもや帰国児童生徒、支援が必要な子ども等への読書活動の支援	
(ク) 県立図書館や県内公立図書館との連携	
イ 子育て支援にかかわる施設等における子どもの読書活動の推進	
ウ その他施設における読書活動の推進	
エ 市民ボランティアや民間団体等における子どもの読書活動の推進	
オ 「かわさき読書の日」を中心とした子どもの読書活動の推進	
(ア) 啓発イベント等の開催	

(イ) 優れた取組の奨励	
(ウ) かわさき読書週間の活性化	
カ 子どもの権利条例に関する子どもの読書活動の推進	
(3) 学校等における子どもの読書活動の推進と具体的方策.....	24
ア 学校図書館の活用と読書活動の充実	
(ア) 計画的な学校図書館の活用	
(イ) 児童生徒における図書委員会の活性化	
(ウ) 司書教諭・図書担当教諭による読書活動の推進	
(エ) 総括学校司書・学校司書による読書活動の推進	
(オ) 図書ボランティアによる読書活動の推進	
(カ) 関係機関との連携協力	
(キ) 読書活動の啓発	
イ 学校図書館の役割と整備・充実	
(ア) 施設・設備の充実	
(イ) 図書館資料等の計画的な整備・充実	
(ウ) 学校図書館の有効活用	
ウ 外国につながりのある子どもや帰国児童生徒、支援が必要な子ども等への読書活動の支援	
エ PTAなど学校関係者の読書活動推進に関する協力体制への支援	
オ 保育園等における子どもの読書活動の推進	
(ア) 園児及び保護者に向けた読書活動	
(イ) 地域の子どもや保護者に向けた読書活動	
(ウ) 中学生・高校生との交流	
(エ) 図書資料の充実	
(4) 啓発広報活動の推進.....	29
ア 「子どもの読書の日」と「かわさき読書の日」を中心とした啓発活動の推進	
(ア) 「子ども読書の日」における関連ポスターや通信等の配布	
(イ) 「かわさき読書の日」における作家等の講演会や作品展示	
(ウ) 「かわさき読書週間」におけるイベントや催し	
イ 「読書のまち・かわさき」通信による継続的な啓発活動の推進	
ウ 市立図書館の特色を生かした啓発活動	
エ 子どもの読書活動推進のための大人への啓発活動	
・子どもの成長と読書活動支援.....	31

3 推進体制

(1) 事業推進会議.....	33
(2) 子ども読書活動連絡会議.....	33

(3) 市立図書館と学校図書館との連携会議.....	3 3
(4) 市立図書館における推進体制.....	3 3
(5) 庁内における推進体制.....	3 4

第4章 資料編

○「読書のまち・かわさき」事業の経過.....	3 6
○「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画」実施要綱.....	4 3
○「読書のまち・かわさき」事業推進会議運営要綱.....	4 4
○「読書のまち・かわさき」子ども読書活動連絡会議運営要綱.....	4 5
○学校と市立図書館の連携に関する要綱.....	4 6
○子どもの読書活動の推進に関する法律.....	4 7
○文字・活字文化振興法.....	4 9
○用語解説.....	5 2

第1章

読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画（第3次） の概要

1 計画策定の趣旨

子どもたちの読書活動は、言葉や知識を学び、表現力や創造力を豊かにします。それだけではなく、何より本は子どもたちに夢や希望を与え、人生をより豊かでより深く生きていくための力を身につけていく上で欠かせないものとなります。

本市では、平成12（2000）年の子ども読書年を契機に「読書のまち・かわさき」事業を立ち上げました。平成14（2002）年には「学校と市立図書館の連携に関する要綱」が施行され、市立図書館と学校図書館との連携による子どもの読書活動の推進が具体的に動き始めました。平成16（2004）年に「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画」を策定し、学校図書館の整備や市立図書館との連携の確立、保護者や地域の方々による図書ボランティアの支援等、子どもたちの読書環境の基盤を作りました。平成23（2011）年に策定した第2次推進計画では、新中原図書館の開館により、同館を「読書のまち・かわさき」事業の新たな拠点と位置付け、子どもや子どもたちを取り巻く大人を含めた読書活動の推進を図ってきました。

次期学習指導要領においても、学校図書館の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすことや、地域の図書館等の施設の積極的な活用を図り、学習活動の充実に生かすことが示され、学校教育での読書活動の充実はもちろん、発達段階に応じた読書活動、生涯学習としての読書活動についても、今後ますます重要となっていきます。

こうした状況の変化に対応し、これまでの取組を継続・発展させるため、今回の策定に向けては、教育委員会と府内外で実施される読書活動に係る事業との連携も視野に入れ、第3次推進計画を策定する運びとなりました。

2 計画の位置付け

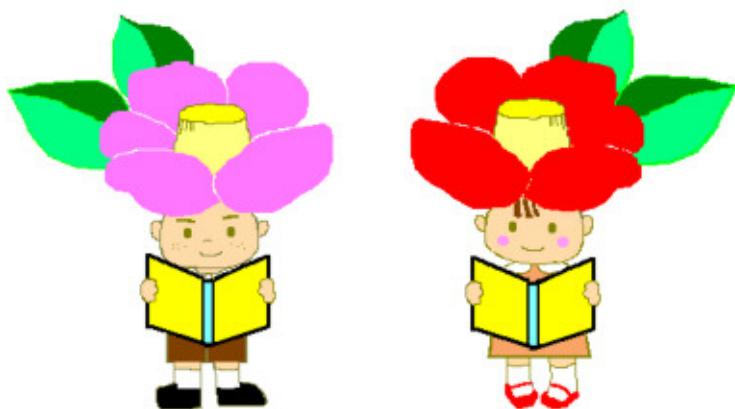
本計画は、川崎市総合計画第2期実施計画（平成30年3月策定予定）及び同計画と連携するかわさき教育プラン第2期実施計画（同）における、事務事業「読書のまち・かわさき推進事業」を推進するための具体的な方策を定めるものであり、また、子どもの読書活動の推進に関する法律（以下、「法」という。）第9条第2項の規定に基づく「市町村子ども読書活動推進計画」に位置付いています。

なお、取組の進行管理についてはかわさき教育プランの点検評価のしくみにより行います。

3 計画期間

平成 30（2018）年度から平成 33（2021）年度までの概ね 4 年間とします。

年度	H30 (2018)	H31 (2019)	H 32 (2020)	H 33 (2021)	～	H 37 (2025)
川崎市総合計画 基本計画						
同 第2期実施計画						
第2次 かわさき教育プラン						
同 第2期実施計画						
読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画（第3次）				計画期間		



第2章 読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画(第2次) の取組成果と課題

平成16年4月に「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画」を策定し、読書活動推進のための事業を展開してきました。家庭・地域・学校を取り巻く読書環境は、確実に向上了っています。「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画(第2次)」の取組成果と課題についてまとめました。

1 家庭における子どもの読書活動の推進について

取組成果

(1) 保護者向け講座等の開催

保護者に対して幼少期の読書の大切さを知らせて関心を高めるため、市立図書館や地域子育て支援センター等の施設において、図書館職員やおはなし会ボランティア等が、0～1歳児向けのおはなし会や、講座を開催し、「読み聞かせのやり方」「赤ちゃん絵本の選び方」「図書館の利用方法」について話すことで、家庭と読書を結びつける働きかけや選書相談などの支援を行ってきました。その結果、読書の基盤となる乳幼児への読み聞かせの関心が高まり、市立図書館に足を運ぶ親子や特に0～1歳児と保護者のおはなし会への参加が増加してきています。

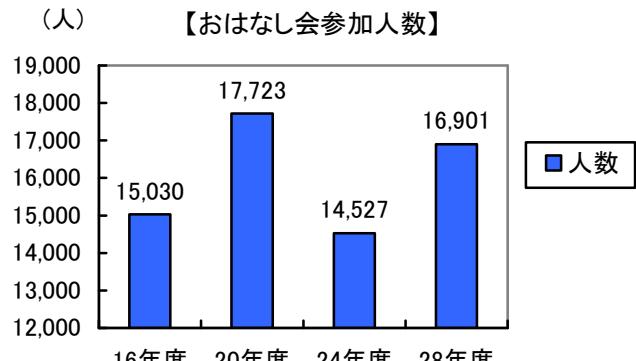
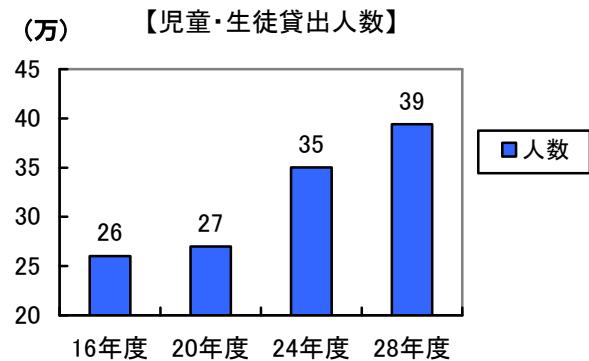
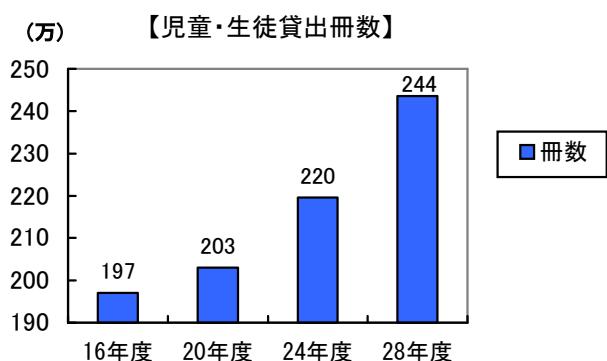


(2) 資料の作成及び配布などの普及活動

市立図書館では、乳幼児向けの絵本リスト「えほんたいすき」や小中学生向けの「かわさき子ども読書100選」から選んだブックリスト、市立図書館の児童青少年サービス委員会が選書し作成する「新刊案内」「ティーンズ向けブックリスト」を配布するとともに、各館内には「かわさき子ども読書100選」や季節の本など、それぞれの年齢で読んで欲しいお勧めの本が手に取り易くなるように特集コーナーを設置しました。また、これらのブックリストを市立図書館ホームページの「こどもページ」に掲載し、随時更新してきました。

中学生以下の貸出冊数、貸出人数は増加しており、貸出冊数は平成23年度の約221万冊から、平成28年度の約244万冊、貸出人数は平成23年度の約35万人から、平成28年度の約39万人と過去最高の貸出人数と冊数に達しています。

《市立図書館の利用状況》(川崎市立図書館活動報告書より)



課題

保護者による読み聞かせなどの家庭における読書活動は、子どもの読書習慣を身につけるための「はじめの一歩」として欠かせないものであるため、乳幼児に向けた取組に加え、保護者への啓発活動が必要です。

2 地域における子どもの読書活動の推進について

取組成果

(1) 市立図書館における子どもの読書活動の推進

ア 施設・設備・図書館資料等の充実

平成24年度末に武蔵小杉駅直結のビルに移転した中原図書館では、全市的なボランティア研修会などに対応できる多目的室やボランティア室などを整備したほか、団体貸出室では、後述の「ボランティア支援おはなし会用図書セット」(以下「おはなし会用図書セット」という。) や「ボランティア支援おはなし会

用図書材料」(以下「おはなし会用材料」という。)、学校向けの「授業支援図書セット」等の配送基地とするなど読書活動の拠点化を推進しました。

また、各館では「かわさき子ども読書100選」コーナーや、季節の特集コーナー、子育て支援コーナーを設置し、市立図書館ホームページでは「こどもページ」を適宜更新しました。

また、各区に設置された地区館と分館の他、交通の便などの理由で図書館に来館することが困難な地区21か所*に自動車文庫を運行し、本を届けてきました。(H29年度実績)

イ おはなし会・展示会など各種行事の開催

定例のおはなし会、展示会の他、かわさき読書週間・子ども読書の日・季節などに関連した各種イベントを開催し、子どもの読書啓発を図りました。

ウ 子どもへの選書支援

「えほんだいすき」「かわさき子ども読書100選」等のブックリストの他、各図書館の児童サービス担当が選書した「新刊案内」を毎月発行しました。また、中学生・高校生等を対象にしたティーンズ向け「新刊案内」を年2回、その他、「部活動に関連した読み物」や「第二次世界大戦を物語で知る読み物」等を「ティーンズ応援リスト」として発行しました。これらのブックリストについて、市立図書館ホームページの「こどもページ」に掲載し、随時更新しました。

エ 職員の知識技能の向上・ボランティア活動支援

市立図書館では、子どもに対する図書館サービスの充実を図るため、各館の児童サービス担当職員で構成される児童青少年サービス委員会を開催し、課題解決のための情報交換や研修・講座を受ける等、職員の知識・技能の向上に努めてきました。また、おはなし会ボランティアを支援するための講座を開催し、既存の団体のスキルアップや、新たな人材の育成を図るとともに、平成26年から「おはなし会用図書セット」を、平成27年から「おはなし会用材料」の貸出によるサポートも始めました。さらに、毎年1回「おはなし会ボランティア連絡会」を開催し、市立図書館等で活動するおはなし会ボランティア団体(およそ30団体)の情報交換の場を提供してきました。

オ 学校との連携

各区において学校図書館と市立図書館等の関係者で学社連携会議を設け、情報交換や連携に努めてきました。学校への学習支援として、学校からの要望に応じたテーマに沿った図書を選定し団体貸出として提供してきました。平成25年からは、予めテーマ別に図書をセットした「授業支援図書セット」の貸出も始めました。また、図書ボランティアへの支援として、平成26年から「おはなし会用図書セット」を、平成27年から「おはなし会用材料」の貸出を始め、図書ボランティア研修の講師として、図書館職員を派遣しました。

その他、学校への学習支援として小学校・中学校の職業体験学習や市立図書館での職場見学、図書館見学などを積極的に受け入れ、市立図書館を知っても

らう良い機会となりました。また、学校図書館と連携した「図書館総合システム」の活用も引き続き推進しました。

カ 関係機関・団体等との連携・協力

市立図書館では、保育園、放課後児童健全育成事業実施施設への団体貸出のほか、平成26年から「おはなし会用図書セット」、平成27年から「おはなし会用材料」の貸出も始めました。また、各区で行われる子育てフェスタの「おはなし会」へ参加するなど、区と連携協力した子育て支援事業を行いました。

キ 外国につながりのある子どもや帰国児童生徒、支援が必要な子ども等への読書活動の取組

外国語での「おはなし会」の開催や、外国語の児童書収集を進め、また、大活字の本をはじめ、点字資料や布の絵本など、必要な支援に合わせた資料の所蔵も充実させてきました。

ク 県立図書館や県内公立図書館との連携

国・県の児童サービスに関する研修機会を利用して、担当者の児童サービスの質の向上を図るとともに、事例となる図書館の視察や好評だった実施事業、見やすい開架レイアウトのアイディアなどの情報交換にも努めてきました。

(2) 子育て支援にかかる施設等における子どもの読書活動の推進

地域子育て支援センターでのおはなし会や、各区地域みまもり支援センターで実施されている「子育てサロン」における読み聞かせなどを通じて、子どもに絵本の楽しさを、また、子育て中の保護者に向けて、読書に触れる機会を積極的に提供し、子育てにおける読書の大切さを伝えてきました。

(3) その他施設における読書活動の推進

生田緑地において、近隣の大学との協働による動く電子絵本の読み聞かせや、絵本作家と一緒に作る絵本作りワークショップなどのイベントを開催しました。

川崎市男女共同参画センター（愛称：すくらむ21）において、子育てサロン開催にあわせた絵本の配架や読み聞かせを実施したほか、0歳児と保護者を対象としたおはなし会を開催しました。

こども文化センターにおいては、各施設で図書コーナーを設置しており、地域ボランティア等による「いのちの大切さを伝える読み聞かせ事業」を行いました。中学生が乳幼児に読み聞かせをする施設や、本に登場する料理等を実際に作り、食育につなげている施設もありました。

わくわくプラザにおいては、地域ボランティアによる読み聞かせを行うほか、子どもたちで図書整理等を行う図書リーダーを選出し、子ども自身が積極的に図書コーナーにかかわりを持つ施設も見られました。

(4) ボランティアや民間団体等における子どもの読書活動の推進

既存のおはなし会ボランティアグループに向けたスキルアップ講座や、新たなボランティアの育成を図るための講座を、市立図書館の主催により実施してきました。

(5) 「かわさき読書の日」を中心とした子どもの読書活動の推進

ア 啓発イベント等の開催

市立学校や保育園、市立図書館等でチラシなどの配布による広報を行いました。「読書のまち・かわさき」事業で募集した読書にまつわる児童生徒の優秀作品を中原図書館で展示し紹介しました。地区館の中には、図書ボランティアの活動紹介や高校生の描いた読書ポスター展示を行った館もあり、多くの方に作品を見ていただきました。

イ 優れた取組の奨励

子どもの読書習慣の確立を目指し、さまざまな場所で読書推進活動に関わる特色ある優れた取組を実施している団体や個人、学校を「かわさき読書の日のつどい」で表彰し、その取組の奨励を図ってきました。

ウ かわさき読書週間の活性化

「かわさき読書の日」を含むかわさき読書週間を盛り上げるためのイベントとして、各市立図書館においておはなし会や読み聞かせ、展示会など多くのイベントを実施してきました。

(6) 子どもの権利条例に関する子どもの読書活動の推進

平成 22 年度から、「かわさき子どもの権利の日事業」に市立図書館関連事業を追加し、子どもの権利条例施行 10 周年記念となった平成 23 年度からは、図書館の協力により作成した「子どもの権利について考える図書一覧」を基に、11 月 20 日の「かわさき子どもの権利の日」を挟む前後 1 か月（10 月中旬～12 月中旬）で、各市立図書館において関連図書の展示等や「かわさき子どもの権利の日」の P Rなどを実施しました。平成 28 年度には、川崎市子どもの権利条例えほん「レイちゃんとまほうのすな」を作成し、図書館等に配布とともに本事業の展示等にも加えました。また、例年の「かわさき子どもの権利の日のつどい」では、市民グループによる絵本の読み聞かせなども行われました。

課題

- ・ 各地区で活動している既存のおはなし会ボランティアの中には、様々な事情で活動が縮小しつつあるグループもあります。また、より良いおはなし会を続けていくために、スキルアップを望む声も多く寄せられており、今後も育成講座等の定期的な開催が必要です。
- また、市立図書館で活動しているグループと、地域で活動しているグループ、小学校・中学校で活動しているグループなど、様々なボランティアグループ同士が子どもの読書活動の推進に向けて連携できるような場を作っていくことも必要です。
- ・ 中学生・高校生等ティーンエイジャーの読書離れや図書館利用の減少の対策として、ティーンズ向け図書や読書環境の充実、学校との連携、対象を絞ったイベント開催などに取り組む必要があります、いずれの場合も、多くの子どもたちに周知するための広報を工夫していく必要があります。
- ・ 子どもたちへの的確なサービスを行うためには、図書館職員の児童書の選書や子どもたちに対するレファレンス技術の向上を図るための研修や情報交換が欠かせません。関係機関との連携も積極的にすすめていく必要があります。特に、学校との連携では、各区に配置された総括学校司書等との協力体制の確立や、研修会・講座などへ、市立図書館職員の講師としての派遣などがあげられます。また、授業支援図書セットの活用において、その周知の徹底や管理する職員体制などの課題があり、中でも物流手段をシステム化するなどの検討の必要があります。
- ・ 様々な行政関連事業等と連携を図り、より効果的なおはなし会や研修会等を実施し、関係機関と連携体制を構築していく必要があります。
- ・ 「かわさき子どもの権利の日事業」を通じて、市立図書館だけでなく学校図書館やこども文化センターなどの様々な施設内図書コーナーも活用し、子どもの権利の周知と合わせた、さらなる読書へ親しむ環境づくりが必要です。

3 学校等における子どもの読書活動の推進について

取組成果

(1) 学校図書館の活用と読書活動の充実

ア 計画的な学校図書館の活用

小学校・中学校とも、学習指導要領に基づき、各教科及び総合的な学習の時間において、読む・調べる活動を中心に、学校図書館を活用するよう指導計画の作成に努めてきました。

イ 児童生徒における図書委員会の活性化

児童生徒の自主的な活動の一環として、特別活動の中に委員会活動が位置づけられています。図書委員会の主な活動として、本の貸出や返却作業、ポップや本の帯等を作つて本の紹介を行つてきました。また、中学校では、連合文化祭に参加して、活動紹介等を行つてきました。

ウ 司書教諭・図書担当教諭による読書活動の推進

学校図書館法では、学校図書館の専門的職務を担う教員として、学級数が合計 12 学級以上の学校には、必ず司書教諭を置くこととされています。また、11 学級以下の学校においても、学校図書館における司書教諭の重要性にかんがみ、司書教諭が設置されるように努めることが望まれており、本市においては、市立小学校・中学校全校に司書教諭を配置しています。

また、各学校の図書担当者を対象とした「図書担当者連絡会」を小学校・特別支援学校・中学校に分けて、年間 2 回ずつ行い、子どもの読書活動を推進するための情報の共有や研修を実施し、各学校で伝え広めました。

学校図書館の指針を示す「学校図書館ガイドブックⅡ」を平成 26 年度に各学校に配布しました。さらに、平成 28 年度には「学校図書館ガイドブックⅡ改訂版」を作成・配布しました。

エ 総括学校司書・学校司書による読書活動の推進

総括学校司書（旧称：学校図書館コーディネーター）は、各区 3 名、計 21 名が配置されており、各学校を巡回して学校図書館の環境面や運営面において助言し、学校図書館の活性化のための支援を行いました。また、市立図書館および区内学校との協力・連携会議に参加し、市立図書館と情報を共有して連携に努めました。さらに、総括学校司書が、学校図書館の現状の報告を、「読書のまち・かわさき」事業推進会議（以下「事業推進会議」という。）、「読書のまち・かわさき」子ども読書活動連絡会議（以下「子ども読書活動連絡会議」という。）において行いました。

学校司書は、学校司書配置モデル事業において、学校司書が平成 27 年度に各

区1名計7名、平成28年度に各区2名計14名、平成29年度に各区3名計21校配置されました。検証結果からは、貸出数の増加等、子どもの読書活動が充実し、学校司書配置の効果が上がっていることがわかりました。

オ 図書ボランティアによる読書活動の推進

図書ボランティアは、司書教諭や総括学校司書と連携して、学校図書館の環境整備や貸出・返却作業を行いました。また、子どもたちに向けてお話しや読み聞かせ等の充実した読書活動を行いました。現在、全市で延べ約3100名の登録があり、川崎市の宝となっています。

図書ボランティアを対象に、図書ボランティア研修会を全市で年2回、各区で年3回程度開催し、資質向上を図りました。

カ 関係機関との連携協力

小学校の情報教育研究会や国語教育研究会、中学校の国語科部会や図書館部会に「読書のまち・かわさき」事務局が参加し、広報・連携協力をを行うとともに、年間3回ずつ行われる、事業推進会議、子ども読書活動連絡会議（ともに平成27年度より改名）に、小学校国語教育研究会、小学校情報教育研究会、中学校教育研究会国語科部会、中学校教育研究会図書館部会、高等学校国語科部会、市立図書館、川崎市PTA連絡協議会、川崎市子ども会連盟、保育園、小学校・中学校・高等学校の実務者の先生方、川崎市書店組合代表等の方々に参加していただき、情報交換・意見交流を行いました。

「学校図書館ガイドブック」の見直しに、編集メンバーとして図書館職員が参加し、市立図書館利用のページを担当しました。

キ 読書活動の啓発

推薦図書リスト「小学生版かわさき子ども読書100選」を低学年版と高学年版に分冊して全小学校に各2冊、「中学生版かわさき子ども読書100選」を毎年全市の中学生全員に配布し、児童生徒の読書活動の啓発に努めました。

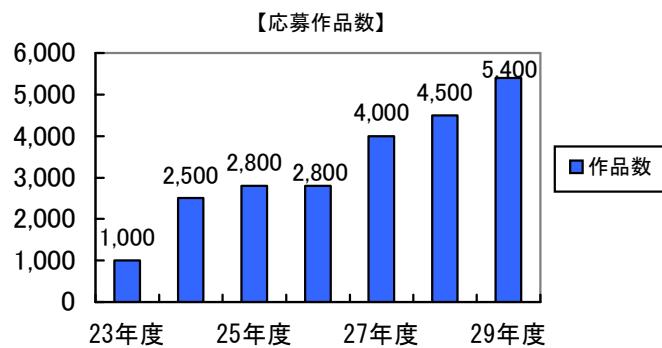
「かわさき読書の日のつどい」を毎年11月の第1日曜日に開催し、作家等を講師（※）に招き、講演会や児童生徒との交流会を企画・運営しました。

【かわさき読書の日のつどい講師】

年度	講師	演題
23年度	なかえよしを 氏	「絵本のきもち」
24年度	浜田 桂子 氏	「命のまぶしさを伝える～私の絵本作り～」
25年度	斎藤 洋 氏	「物語のたて糸よこ糸」
26年度	角野 栄子 氏	「ものがたりの力」
27年度	かすや昌宏 氏	「ごんぎつねと私」
28年度	椎名 誠 氏	「本の力 本の夢」
29年度	石井 瞳美 氏	「本はともだち」

小学校・中学校・高等学校から読書ポスターや標語、平成23年度からは本の紹介文も加えて募集し、「かわさき読書の日のつどい」で優秀者を表彰し、読書活動の啓発に努めました。応募作品数は年々増えています。

「かわさき読書週間」に小学校・中学校・高等学校から応募のあった作品を掲載した、「読書のまち・かわさき子ども読書カレンダー」を作成し、読書活動普及広報の取組として、各学校、市立図書館、書店等に配布しました。



(2) 学校図書館の整備と充実

ア 施設・設備の充実

学校図書館が児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開などに寄与する「学習・情報センター」としての機能と、創造力を養い学習に対する興味・関心等を呼び起こすなど、豊かな感性や情操を育む「読書センター」としての機能を果たすことができるよう、川崎市教育情報ネットワーク『K E I N S - N E T』を通じて、市立図書館とのネットワーク化が図られました。学校図書館オンラインシステムが全ての小学校・中学校、特別支援学校で稼働しました。(市立図書館や他の小学校・中学校の図書館で所蔵している図書の検索がいろいろな条件で可能になりました。)

イ 図書資料等の計画的な整備・充実

「学校図書館図書標準」(文部科学省が定める、学校図書館に整備すべき蔵書の標準)を達成するための図書の選定に関しては、司書教諭、図書担当教諭、総括学校司書が新旧資料の計画的な入れ替えを図りつつ、選定への助言や学校図書館基本図書目録などの各種リストの紹介を行いました。

ウ 学校図書館の有効活用

休日の学校図書館を開放し、地域住民の読書・学習の場として提供してきました。平成23年度は15校で実施し、以降、平成24年度14校、平成25年度13校、平成26年度11校、平成27年度10校、平成28年度10校、平成29年度10校で実施しました。

【平成29年度実施校】

中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
井田小学校	西梶ヶ谷小学校	稗原小学校	南菅中学校	岡上小学校
下河原小学校	久地小学校	土橋小学校	宿河原小学校	金程小学校

(3) 外国につながりのある子どもや帰国児童生徒、支援が必要な子ども等への読書活動の取組

外国籍の子どもたちの比率が多い学校においては、絵本やアニメーション、それに関する図書の購入を多めにして、日本語に親しんでもらえるように工夫してきました。

市立図書館と連携し、不要になった資料や寄贈資料などをリユース資料として、特別支援学級用に広めました。

適応指導教室の児童生徒が授業の校外活動として、市立図書館の閲覧・貸出の利用を行い、活動の幅を広めてきました。

読み聞かせやブックトークのコーナーの設置については、特別支援学校はもとより、各学校に設置されている特別支援学級の子どもたちでも安心して利用できるようなスペースづくりの確保に努めました。また、支援が必要な子どもたちへの読み聞かせについては、図書ボランティアによる協力も高まり、少人数への計画的な読み聞かせ活動や読み聞かせの技術の向上に努めました。

(4) P T A など学校関係者の読書活動推進に関わる協力体制への支援

学校において様々な教育活動が展開される中、子どもの読書活動の推進に関する取組をより一層充実させるため、事業推進会議や子ども読書活動連絡会議において、先進的な取組に関する情報交換などを積極的に行ってきました。

総括学校司書を通して各区3回程度の図書ボランティア研修会を行うなど、連携を深めながら、P T A をはじめとする学校関係者の読書活動の推進に対する意識が高まるよう働きかけました。

(5) 保育園等における乳幼児期の子どもの読書活動の推進

ア 園児及び保護者に向けた読書活動

保育園等に通う園児については、各クラスに絵本コーナーを設置したり、年齢や発達に応じた絵本の読み聞かせを日常的に行ったり、絵本を使った表現遊びなどを行うことで、絵本の世界の楽しさ等を体験する機会を作りました。また、園のたよりで絵本の紹介を行うことで、保護者にも働きかけると共に、園児が家でも絵本を楽しめるよう、絵本の貸出を行いました。園児の読書活動を支える保育士を対象に、絵本の読み聞かせ研修を行い、スキルアップを図りました。

イ 地域の子どもや保護者に向けた読書活動

地域の子育て支援の一環として、園児以外の地域の子どもやその保護者を対

象とした絵本の読み聞かせを実施し、絵本の楽しさを伝えるとともに、保護者には読み聞かせの方法を知ってもらう機会としています。また、区によっては、「絵本だより」を区内保育園で順番に作成し、子育て支援施設等に配架する取組を行うなど、地域における読書活動の推進を行いました。

ウ 中学生・高校生との交流

職業体験学習（中学生・高校生）等を通して乳幼児とふれあう中で、絵本の読み聞かせ体験を実施しました。

エ 図書資料の充実

各施設の図書資料の充実を図るため、市立図書館の団体貸出を利用してきました。また、市立図書館で不要になった資料や寄贈資料などをリユース資料として「施設向けリユース会」で、譲り受けて活用しました。

課題

- ・ 次期学習指導要領を踏まえ、学校図書館の授業等での活用を推進するため、「学校図書館運営計画」や「読書活動年間計画」、そして、教科等「年間指導計画」や「単元計画」の内容のさらなる充実が必要となります。
 - ・ 学校図書館の充実や校内体制の整備をさらに進めるため、小学校の情報教育研究会や国語教育研究会等、中学校の国語科部会や図書館部会等に連携協力を求めていくことが大切です。
 - ・ 子どもの学習活動の充実や本との出会い、読書の喜びや楽しさを感じられるよう、また、中学生・高校生の読書離れにある現状を改善していくためにも、学校図書館の蔵書を充実させていくことが必要です。
 - ・ 学校図書館オンラインシステムの機能をさらに発揮させるため、司書教諭や図書担当教諭のシステム運用技術をさらに高めることが必要です。
 - ・ 特別な支援を必要とする子どもが、読書活動を豊かにしていくよう、児童生徒一人ひとりが状況に応じ、興味・関心を持てるような本を選定するとともに、安全面や特性に配慮し学校図書館の空間づくりに努めていく必要があります。
- さらに、少人数への計画的な読み聞かせ活動や読み聞かせの技術の向上をさらに進めていくことが望まれます。
- ・ 外国籍の子どもたちの比率が多い学校においては、外国語に関する書籍の充実を目指すとともに、読書活動を支援する取組をさらに充実させる必要があります。
 - ・ 学校図書館における機能のいっそうの充実を図るためにも、学校司書の全小学校への配置拡充や総括学校司書の適正配置に向けた取組を充実させる必要があります。

4 啓発広報活動の推進について

取組成果

(1) 「子ども読書の日」と「かわさき読書の日」を中心とした啓発広報の推進

ア 「子ども読書の日」における読書カレンダー等の配布

「読書のまち・かわさき 子ども読書カレンダー」では、児童生徒から募集した読書啓発ポスターや標語、本の紹介文の中から優秀な作品を掲載し、読書の啓発や広報活動を展開してきました。このカレンダーは市立学校や保育園、市立図書館、書店に配布して広く広報してきました。

イ 「かわさき読書の日」における作家等の講演会や展示

「かわさき読書の日」では作家や読書に関係の深い方々による講演会、市立学校の児童生徒から募集した読書啓発ポスターや標語、本の紹介文の作品表彰や展示、市立図書館の活動紹介や読書活動優秀団体の表彰等を行い、啓発広報活動を推進してきました。

ウ 「かわさき読書週間」における読書にかかるイベントや催し

「子ども読書の日」「かわさき読書の日」を中心に、おはなし会等のイベントを開催し、おはなし会ボランティア団体などと連携して「おはなし会」「人形劇」「講座」等を行ってきました。

また、「かわさき読書週間」に向けた取組についてのアンケートを全市立学校で実施し、全校の取組について調査しました。出てきた課題について改善し、すばらしい取組については他の学校にその取組を紹介し、より充実した読書週間になるように支援し、川崎市全体で啓発広報活動を推進してきました。

(2) 「読書のまち・かわさき」通信による継続的な啓発広報活動の推進

市のさまざまな子どもの読書活動推進に関する情報を、学校や市立図書館等の関係機関から広く市民に紹介するため、年間4回の通信を発行しました。その中で「子ども読書週間」「読書活動実践奨励校の表彰式」「全市ボランティア研修会」「読書の日のつどい」「フロンターレと本を読もう！」など、「読書のまち・かわさき」事業に関する情報を市民に提供してきました。市立小学校・中学校、市立図書館、市民館、保育園に増刷配布を依頼し、市立図書館のホームページにも掲載してきました。

(3) 市立図書館におけるさまざまな啓発広報活動

- ・ 每年約1か月間、「川崎市立学校読書活動優秀作品展示会」を行い、多数の市民にポスター等を見てもらい、子どもたちの読書活動を知ってもらうようにしてきました。また、「FMかわさき」で、この展示の広報を行いました。

(中原図書館)

- ・ 毎月1回（第1木曜日）FMかわさきでの読書啓発を行いました。

(中原図書館)

- ・ 「えほん大いすき」、「かわさき子ども読書100選」コーナーを設置しました。

(全館)

(4) 企業等と連携した啓発広報活動

川崎フロンターレと協働することで、幅広い年齢層へ向けて読書への興味を高め、読書活動を通じて青少年の豊かな人間性や社会性を育むことを目的とし、「川崎フロンターレと本を読もう！」事業を実施してきました。

毎年、選手のおすすめ本を紹介したリーフレット「キックオフ“読書のまちかわさき”」、しおり及び関連ポスターの作成及び配布を行い、人形劇＆おはなし会を市立小学校及び市立図書館で実施しました。また、中原図書館では「川崎フロンターレコーナー」を設置し、選手のおすすめ本の紹介などを行いました。

課題

- ・ 「読書のまち・かわさき」通信による継続的な啓発広報活動の推進については、子どもの読書活動の推進のためにも、それを促す大人への啓発も念頭に広く市民に紹介していく必要があります。
- ・ 各区の市立図書館の特色を活かし、効果的な啓発広報活動をさらに推進していく必要があります。

第3章 読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画（第3次）

1 基本方針

これまでの取組成果と課題を踏まえ、「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画（第3次）」における、川崎市の読書活動推進の柱を基本方針としてまとめました。

子どもの読書習慣を形成するには、子どもの読書活動の意義や重要性について、市民の理解と関心を深めるとともに、乳幼児期から読書に親しめるような環境作りに配慮することが必要です。

そのため、家庭・地域・学校において、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高め、進んで読書を行う態度を養い、読書習慣を身につけることができるよう努めていくことが重要です。また、読書活動推進の担い手を育てていくことも大切になってきます。

発達段階に応じて子どものさまざまな読書活動を広げていくために、人材・施設・設備・広報等の環境整備・充実に努めます。

1 家庭における読書活動の推進

子どもが成人になるまでの生活の基盤として、家庭の果たす役割は重要です。親子のふれあいやさまざまな体験、言葉かけ、読み聞かせ、親子で一緒に本を読むなど、子どもの読書との出会いの一歩は、家庭における人と本との出会いといえます。

近年、テレビやビデオ、コンピュータ、携帯電話、ゲーム機器等、さまざまな情報機器が家庭に入ってきました。大人でさえ、これらの情報機器に左右されがちで、本を読まないという状況が生まれ始めています。これから的情報化社会に生きるわたしたちは、このような情報機器を上手に活用していくことが求められています。

また、自身が生活の中でゆとりが持てない等さまざまな原因から子どもたちに本の読み聞かせをしない、絵本ではなく電子機器の画面を子どもに見せて読み聞かせの代わりにするといった保護者も見られます。

子どもたちには、機械から送られてくる言葉や映像ではなく、身近にいる大人の生きた言葉によって、言葉を育て、未知のものに対する興味や関心を育てていくことが大切です。保護者や地域の大人たちが、家庭における読書活動は子どもの育ちに大きな役割を果たすという意識をもち、乳幼児期から青年期までの家庭における読書習慣を確立できるよう活動を促進していきます。

2 地域における読書活動の推進

地域には、市立図書館や市民館、保育園、地域子育て支援センター、こども文化センター、わくわくプラザなど、子どもたちを育てるさまざまな施設があります。また、子ども会などの多種多様な子どもたちのためのグループ活動もあります。

読書活動は、知的活動を含む生涯学習の意義が増しつつある現代において、人間としての成長や生涯におよぶ学習に大いに助けとなります。

市立図書館においては、0歳児が絵本と出会い、言葉を学び、感受性を育むところから始まり、青少年期には自ら選書し、充実した読書活動を行えるよう、継続した読書活動への支援を基本としていきます。特にニーズの高い0歳からの読書活動の推進と、読書離れの傾向にある中学生・高校生等ティーンエイジャーの読書習慣の確立に重点を置き、保護者、おはなし会ボランティアグループ、教職員などと連携を密にして幅広く読書に関する施策を展開していきます。

また、教育文化会館・市民館・分館においては、家庭・地域教育学級やボランティア研修の中で、読書の大切さを考える学級の実施や、市民グループが企画し職員と協働で行う市民自主学級や市民自主企画事業において、読み聞かせを通じて親子の絆を考える事業等も実施しています。幼い子どもをもつ親の学習機会を保障するために保育室に絵本を配置し、保育ボランティアの方々の読み聞かせなどの読書活動を行っています。

こども文化センターにおいては、乳幼児等の利用にも配慮し、幼児向けの絵本を図書室に配置し、親子で自由に読書をしたり、グループでの読み聞かせなどの活動を行ったりしています。また、わくわくプラザにおいては、利用児童に対し、地域のボランティア活動等による読み聞かせも行っています。

このような施設やグループにおけるさまざまな活動は、子どもの内的な成長に大きな役割を果たしています。子どもが読書に興味をもつことができるようになるには、子どもたちが読書の楽しみを自然に味わえる機会を数多く作ることが必要です。そのために、市立図書館や市民館の事業、子ども会などのグループ活動に、子どもが楽しく読書に親しめる機会を積極的に取り入れるよう努めています。

3 学校における読書活動の推進

学校における読書活動は、朝読書や休み時間の図書館利用、各教科等の学習活動を通して、展開されてきています。これらの活動が子どもの読書習慣の形成に大きな役割を担っていることは言うまでもありません。子どもたちは、読書を通じて読解力、想像力、思考力、表現力等、生きる力の基礎を養い、多くの知識、

多種多様な文化を理解することができます。特に、学校においては意図的、計画的な読書活動の指導が可能であり、子どもの主体的、意欲的な読書習慣の形成推進に果たす学校の役割に期待が高まっています。

また、次期学習指導要領の中では、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実することとしています。

今後は、学校図書館が、教育課程の中で児童生徒が自ら学び、学習支援のよりどころとなる「学習センター」や「情報センター」と、豊かな感性や情操を育む「読書センター」の3つの機能が果たせるよう環境整備に努めます。さらに、地域のさまざまな読書活動との連携を図りながら、学校図書館の機能の充実をめざしていきます。

保育園等における読書活動については、日常的な読み聞かせなど、保育士のスキルを活かしながら継続していきます。また、公立の保育園だけでなく民間の保育園とも連携を図りながら、乳幼児期における子どもの読書活動の大切さを伝えていきます。

4 「かわさき読書の日」を中心とした啓発活動の推進

国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」において毎年4月23日を「子ども読書の日」としています。

川崎市では、さらに「読書のまち・かわさき」事業の一層の充実・発展を図り、家庭・地域・学校が一体となった読書活動を進めるため、引き続き、毎年11月の第1日曜日を「かわさき読書の日」と定め、春の「子ども読書の日」、秋の「かわさき読書の日」を契機に、特色ある読書活動推進事業を積極的に進めています。

2 具体的な方策

「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画（第3次）」の基本方針に基づき、子どもの読書活動の具体的な方策を示し、家庭・地域・学校との関わりながら取組を進めていきます。

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進と具体的方策

ア 家庭における子どもの読書活動の推進



家庭における読書や読み聞かせ等は、親子のふれあいの一つであり、読書習慣を身につけるためのはじめの一歩としても重要な機会だと言えます。そこで、各家庭への読書の広がりを支援していく中で、本とふれあう機会の充実を図ります。具体的には、市立図書館、地域子育て支援センター、幼稚園、保育園、保健福祉センターなどが連携して、子どもの読書活動の重要性の理解と関心の増進を図る必要があります。

具体的方策

- (ア) 保護者向け講座等の開催
- (イ) 資料の作成及び配布などの普及活動



(ア) 保護者向け講座等の開催

保護者に対して、読み聞かせ講座の開催や、読書に関する相談活動に取り組んでいきます。そこで読み聞かせのノウハウについて学んだ保護者が、学校や地域などの舞台で、子どもの読書活動にさらなる寄与を重ねていくという相乗効果が期待されます。

(イ) 資料の作成及び配布などの普及活動

「えほんだいすき」は、0歳児からの家庭における読書活動のはじめの一歩として具体的な手引きの役割を果たしており、保護者にとって、乳幼児期における読書活動の参考となっています。今後も紹介する絵本を見直しながら内容を充実させ、作成・配布することで、家庭での読み聞かせを推進していきます。

(2) 地域における子どもの読書活動の推進と具体的方策

ア 市立図書館における子どもの読書活動の推進

図書館は、豊富な図書資料の中から自分の読みたい本を自由に選択し、読書の楽しさと喜びを知ることができる場所であり、必要な情報を調べたり、知識を得たりすることのできる場所でもあります。また、保護者にとっては、自分の子どもに与えたい本の選択や、子どもの読書について相談することができる場所です。そのため、来館する子どもや保護者に対するサービスだけでなく、市立図書館を利用していない子どもや利用できない子ども、保護者にも広く読書の楽しさや情報を伝えていくことが大切です。

特に、乳幼児への図書館サービスは、子どもの読書習慣を形成する基礎になるものであり、子育て支援の一つです。様々な子育て支援施設等と連携協力しながら、一層充実していく必要があります。同時に、読書離れの傾向にあると言われる中学生・高校生等ティーンエイジャーに向けて、読書習慣を確立させるための支援を工夫して進めていくことも大切です。

また、地域のニーズや各館が状況に合わせて特色あるサービスを行っていきます。

具体的方策

- (ア) 施設・設備・図書館資料等の充実
 - (イ) おはなし会・展示会など各種行事の開催
 - (ウ) 子どもへの選書支援
 - (エ) 専門的職員の配置・ボランティア活動支援
 - (オ) 学校との連携
 - (カ) 関係機関・団体等との連携・協力
 - (キ) 外国につながりのある子どもや帰国児童生徒、支援が必要な子ども等への読書活動の支援
 - (ケ) 県立図書館や県内公立図書館との連携

アヘクの具体的方策については、「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画（第2次）」で取組を進め、成果を挙げてきましたが、「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画（第3次）」では、課題として挙げられた、0歳からの読書活動の推進、中学生・高校生等ティーンエイジャーの読書習慣の確立に重点を置いて、引き続き上記の具体的方策を進めていきます。

(ア) 施設・設備・図書館資料等の充実

現在、市立図書館では、児童書エリア等を設けて子ども向けサービスを行っていますが、貴重な絵本や読み物の資料等を含め、乳幼児から青少年まで魅力的で多様な本の収集により一層努めます。

子どもの本への知識や理解を深めるコーナーや子ども向け情報コーナー、子育て支援コーナー等の設置をすすめ、保護者や地域の大人たちに向けて子どもの読書に関する情報を提供していきます。

また、読書離れの傾向にあると言われる中学生・高校生等ティーンエイジャーに向けて、ティーンズコーナーの設置、特集コーナーの工夫等を進め、親しみやすい図書館で本との出会いの場を提供します。

また、地理的に来館が難しい子どもには、定期的に巡回する自動車文庫で読書活動の支援を行っていきます。

(イ) おはなし会・展示会など各種行事の開催

各市立図書館では、子どもの発達段階にあわせたおはなし会を開催していきます。特に、保護者からのニーズが高い0～1歳児向けでは、おはなし会の中で、絵本を紹介する、読み聞かせの意味や方法を伝える等内容を充実させ、家庭での読書活動を支援していきます。

子どもの読書活動の普及を図るために、子どもに薦めたい本の展示やイベントなど、子どもが楽しんで読書できるような本との出会いの機会を提供していく中で、中学生・高校生等ティーンエイジャーに向けた行事も工夫して取り入れていきます。

(ウ) 子どもへの選書支援

乳幼児期からの読書の大切さや、子どもとともに楽しむ絵本の選び方などを保護者に理解してもらうため、乳幼児向け絵本リスト「えほんだいすき」の配布を行っています。さらに、各年齢の子どもに合わせた推薦本のリストなど読書啓発資料を作成・配布すると共に、市立図書館ホームページの「こどもページ」に掲載し、読書情報として発信していきます。

(エ) 専門的職員の配置・ボランティア活動支援

子どもに対する図書館サービスを展開していくため、子どもに的確に資料を提供でき、読書に関する相談を受けることのできる司書、図書館職員を配置し、専門的な知識・技能の研修を行っていきます。

また、おはなし会ボランティアの活動の場や機会を提供したり、必要な知識・技能等を身につけるための研修を行ったりすることで、市民のボランティア活動を積極的に支援し、子どもが自由に安心して楽しめる読書環境を広げていきます。

(オ) 学校との連携

子どもの読書活動の推進には、市立図書館と学校との連携を欠かすことができません。学校との連絡体制をより強化し、互いに役割を補い合うことで、豊

かな読書環境の提供を目指していきます。そのために、学校図書館担当教諭、総括学校司書、学校司書と連携し、子どもの読書活動に関する検討や協議、子どものニーズの把握など、協力して事業に取り組んでいきます。また、資料の団体貸出、図書館での調べ学習や見学等、総合的な学習の支援、職場体験学習への協力、学校図書館研修への講師派遣など一層の交流を促進していきます。

また、図書館総合システムの利用にあたり学校図書館関係職員へのサポートを行い、学校図書館の利便性の向上と活性化に向け、連携を図ります。

(か) 関係機関・団体等との連携・協力

保育園、幼稚園の他、関係機関及び地域の家庭文庫等との連携や、各区の子育て支援への事業協力、資料支援を含め、子どもの読書習慣形成の基礎になる読書環境を整備、支援の仕組みづくりに取り組んでいきます。

(ㄎ) 外国につながりのある子どもや帰国児童生徒、支援が必要な子ども等への読書活動の支援

地域に居住する外国につながりのある子どもや帰国児童生徒等へのサービスを充実させるため、英語をはじめ韓国語・中国語など地域のニーズに合わせ、外国語図書の収集やコーナーの設置など、充実した読書環境を整備していきます。また、特別支援が必要な子どもへのサービスとして、布の絵本・大活字本などの資料を収集・提供し、子どもの読書環境の整備や情報の提供に努めています。

(ㄎ) 県立図書館や県内公立図書館との連携

神奈川県内公立図書館ネットワーク等を活用し、県立図書館や県内公立図書館と連携し、子どもの読書活動の推進について、情報交換を行っていきます。

イ 子育て支援にかかる施設等における子どもの読書活動の推進

子育て支援において大きな役割を担っている、地域子育て支援センター、保育施設、幼稚園、市民館、子育てサークル、自主保育グループ等が相互に連携を図りながら、子育て支援における子どもの読書活動を推進していきます。

具体的には、各施設の絵本の充実や読み聞かせの実施等を通じて、子どもが絵本に触れる機会を増やすとともに、保護者に向けて子どもとの読書活動の大切さを伝えていきます。

ウ その他施設における読書活動の推進

こども文化センターやわくわくプラザにおける子どもの読書活動を推進していきます。

具体的には、こども文化センター・わくわくプラザに設置する図書コーナーの環境整備に努めるとともに、地域ボランティア等による読み聞かせや、一部

で行われている中高生等が乳幼児に読み聞かせを行うなどの取組を広げていきます。

エ ボランティアや民間団体等における子どもの読書活動の推進

ボランティアや民間団体等による子どもの読書活動の推進に対して、さまざまな支援を行っていきます。

具体的には、市立図書館や学校図書館などにおいてボランティアへの研修会や子どもの読書活動推進のための場や機会の提供を行っていきます。

また、地域家庭文庫等との人的、資料的な交流を促進し、さまざまな読書に関わる団体等との連携を図り子どもの読書活動を推進していきます。

オ 「かわさき読書の日」を中心とした子どもの読書活動の推進

子どもの読書習慣を確立するためには、読書活動についての啓発活動を継続的に行う必要があると考えます。そのために「かわさき読書の日」を中心に関係機関において特色ある読書活動の推進を積極的に展開していきます。

具体的方策

- (ア) 啓発イベント等の開催
- (イ) 優れた取組の奨励
- (ウ) かわさき読書週間の活性化



(ア) 啓発イベント等の開催

「かわさき読書の日」を中心に、おはなし会ボランティアなどの市民団体と連携し、おはなし会、図書館探検ツアー、子どもの作品展示など川崎市らしい読書活動推進のための啓発イベントを開催していきます。図書交換広場等を行い市民が本をする機会を作ります。

(イ) 優れた取組の奨励

読書活動の推進にかかる特色ある優れた取組を今後も紹介していきます。特に優れた実践を行っている団体、個人及び学校に対して「かわさき読書活動優秀団体・個人・学校」として「かわさき読書の日のつどい」で表彰等を行い、その取組の奨励を図り、広く市民に紹介していきます。

(ウ) かわさき読書週間の活性化

「かわさき読書の日」の前後2週間の「かわさき読書週間」において、特色ある読書活動の取組が展開されるよう引き続き働きかけていきます。

カ 子どもの権利条例に関する子どもの読書活動の推進

「かわさき子どもの権利の日事業」等において、市立図書館をはじめ、様々な図書コーナーを活用し、子どもの権利に関する図書の紹介や市民グループによる絵本の読み聞かせなどを行います。また、「かわさき読書週間」と連携した取組を進めることで、双方の効果的な広報啓発に努めます。

(3) 学校等における子どもの読書活動の推進と具体的方策

ア 学校図書館の活用と読書活動の充実

学校教育法第21条第5号においては「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。」と規定され、また、次期学習指導要領総則においては、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること、また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実することが定められています。

これらを踏まえ、小学校・中学校・高等学校において、児童生徒一人ひとりが主体的、意欲的に学校図書館を活用し、読書活動を充実させることが大切です。

具体的方策

- (ア) 計画的な学校図書館の活用
 - (イ) 児童生徒における図書委員会の活性化
 - (ウ) 司書教諭・図書担当教諭による読書活動の推進
 - (エ) 総括学校司書・学校司書による読書活動の推進
 - (オ) 図書ボランティアによる読書活動の推進
 - (カ) 関係機関との連携協力
 - (キ) 読書活動の啓発

(ア) 計画的な学校図書館の活用

小学校・中学校ともに、各教科及び総合的な学習の時間において、読む・調べる活動を計画的に行われるよう、各学校で学習指導計画の中に図書館の活用を定めた「読書活動年間計画」を作成するよう努めます。

また、各学校において学校図書館の開館時間や貸出等の図書館運営に関する「学校図書館運営計画」を作成し、学校図書館の活性化を図ります。

(イ) 児童生徒における図書委員会の活性化

学校図書館にかかる人として、児童生徒の図書委員は欠かせないものです。貸出や返却、書架の整理、図書紹介や図書だよりの発行、図書館の環境整備等、学校における読書活動の充実には、図書委員の役割が大きくかかわってきます。

図書委員会の活動の充実のために、小学校情報教育研究会及び中学校教育研究会図書館部会等で他校の優れた取組を学ぶ機会を設定し、情報交換できるよう支援していきます。

(ウ) 司書教諭・図書担当教諭による読書活動の推進

かわさき教育プラン基本政策Ⅱ施策2「豊かな心の育成」の中に、「子どもが本に親しむことで、言葉や知識を学び、表現力や想像力を高め、人生をより豊かでより深く生きていくことができるよう、学校司書等の配置を進めるとともに、図書担当教諭や図書ボランティアの資質向上を図るための研修の実施など、子どもの読書環境の充実を図ります。」と明記されています。学校図書館にかかる人には、司書教諭、図書担当教諭を始めとして、総括学校司書、学校司書、図書ボランティアがいます。それぞれの役割を明確にし、連携を図り、子どもの読書活動を推進していくことが大切です。

司書教諭・図書担当教諭については、今後も図書担当者連絡会等で情報を共有するとともに、研修を行い資質の向上を図ります。また、平成28年度から新規採用教員を対象に図書館の活用に関する研修を取り入れました。今後も、司書教諭や図書担当教諭だけでなく、各教員が学校図書館を有効的に活用できるような研修の機会を設け、より一層意識を高めていくよう努めていきます。

(エ) 総括学校司書・学校司書による読書活動の推進

総括学校司書及び学校司書については、読書活動推進の重要な役割を担っています。今後も、学校図書館の環境整備や、読書活動を推進するために、司書教諭や図書担当教諭を支援し、図書ボランティアや児童生徒の図書委員等に対して各学校に応じた学校図書館の運営や読書活動を推進するための的確な助言ができるよう、研修などにより資質を高めていきます。

また、学校司書については、全小学校への配置拡充に向けた取組をすすめています。

(オ) 図書ボランティアによる読書活動の推進

図書ボランティアについては、近年一段と活動意欲や内容が高まり、充実してきており、組織化されているところもあります。多くの図書ボランティアが導入されている小学校での活動には、各学校の特長を生かした様々な取組があります。今後は、中学校や特別支援学校への図書ボランティア拡充について、各学校の実態に応じた図書ボランティアの在り方を検討していきます。

(カ) 関係機関との連携協力

学校図書館の充実や校内体制の整備をさらに進めるために、小学校の情報教育研究会や国語教育研究会、中学校の国語部会や図書館部会等と連携協力し、情報交換できるよう支援していきます。

また、事業推進会議、子ども読書活動連絡会議に、小学校国語教育・情報教育研究会、中学校国語科・図書館部会、特別支援学校、高等学校国語科部会、図書館、川崎市PTA連絡協議会、川崎市子ども会連盟、保育園・小学校・中学校・特別支援学校・高等学校の実務者、川崎市書店組合代表等の方々に参加していただき、読書活動の推進のための情報交換や意見交流を行います。

(キ) 読書活動の啓発

子どもの読書活動を啓発するために、読んでもらいたい本を選定した推薦図書リスト「かわさき子ども読書100選」を作成して各小学校・中学校に配布します。児童生徒による読書ポスターや標語、その他多様な表現活動に取り組んでいきます。

イ 学校図書館の役割と整備・充実

学校図書館は、児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場として、さらには、地域の情報収集や地域への情報発信の場として、今後の役割が期待されています。

児童生徒に対しては、創造力を養い学習に対する興味・関心等を呼び起こすなど、豊かな感性や情操を育む「読書センター」としての機能と、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開などに寄与する「学習・情報センター」としての機能を果たすことが求められています。

地域に対しては、児童生徒の場合と同様、市立図書館と連携しながら「読書センター」「学習・情報センター」としての役割の他、地域における情報収集及び発信の場としての役割を果たすことが求められています。そのため、市立図書館と連携の在り方についての研究を深めていきます。

具体的方策

- (ア) 施設・設備の充実
- (イ) 図書館資料等の計画的な整備・充実
- (ウ) 学校図書館の有効活用

(ア) 施設・設備の充実

学校図書館の果たす「読書センター」「学習・情報センター」の二つの機能を十分に發揮させ、それぞれの機能に見合ったスペースの確保及び環境整備に努

めるために、学校図書館の現状の把握を行い、それぞれの学校の教育課程や要望に応じた施設・設備の充実を図っていきます。

図書の貸出・返却、資料検索に関しては「図書館総合システム」を活用し、市立図書館とのネットワークを充実するよう努めていきます。

(イ) 図書館資料等の計画的な整備・充実

子どもの読書活動の推進にあたっては、児童生徒が手にする図書館資料の整備・充実が重要なことの一つです。新旧資料の計画的な入れ替えを図りつつ、

「学校図書館図書標準」を達成するように努めています。その図書の選定にあたっては、幅広く偏りがないように配慮することが必要ですが、オリンピック・パラリンピックの関連資料等の特設コーナーを設置するなど、時節に対応した分野も柔軟に取り入れていきます。

さらに、「学校図書館オンラインシステム」の導入による図書館資料のデータベース化を図り、各種資料や情報等の共同利用や資料の計画的共同購入、相互貸借について検討をし、多様な興味・関心に応えられる図書の整備に努めています。

子どもの学習活動の充実や本との出会い、読書の喜びや楽しさを感じられるよう、学校図書館の蔵書を充実させていくよう努めています。

(ウ) 学校図書館の有効活用

これからの中学校は、家庭や地域で施設を有効に活用していくことが求められています。「かわさき読書週間」期間中や休業日に、学校の教育活動に支障のない範囲で学校図書館を開放し、貸出等を行います。また、貸出図書の充実に努め、家庭や地域に根ざした活用を図っていきます。

ウ 外国につながりのある子どもや帰国児童生徒、支援が必要な子ども等への読書活動の支援

支援が必要な子どもや外国につながりのある子どもが積極的に読書活動に取り組むことができるよう、総括学校司書研修会や学校司書研修会、学校図書担当者連絡会、図書ボランティア研修会において、こうしたニーズのある子どもへの手立ての状況を把握し、学校図書館に関係資料のコーナーや世界各国の本のコーナーの設置を増やしたり、図書ボランティアによる少人数への読み聞かせを計画的に行ったりするなど、特色ある読書活動を推進していきます。

エ P T Aなど学校関係者の読書活動推進に関わる協力体制への支援

子どもの読書活動の推進の取組を一層充実させるため、PTAなどの会合や各研究会などにおいて、先進的な取組に関する情報交換や研究協議などを積極的に行うとともに、引き続き、事業推進会議や子ども読書活動連絡会議の開催

を軸に、PTAをはじめとする学校関係者の読書活動の推進に対する意識が高まるように支援していきます。

才 保育園等における子どもの読書活動の推進

乳幼児期における読書は、その発達段階から、まずは大人による「読み聞かせ」や「おはなし」という形で経験します。「読み聞かせ」や「おはなし」は、読書への導入の大切な一つではありますが、単なる読書の前段階とは異なった意味と重要性があります。

現代の子どもは、生まれながらにして、テレビやビデオなどに囲まれて育っています。これらのメディアから流れてくる情報は大変多様ではありますが、子どもは常に「受け取る側」であるという特質があります。

これに対し、読み聞かせやおはなしの世界では、読み手と聞き手相互の間で、言葉を介したやり取りが生まれます。読み手のぬくもりや鼓動、声の響きやリズムなどが伝わり、一つの世界を共有して楽しむという時間が流れ、子どもの想像力を育むことになるのです。また、そのことが親（大人）に受け入れられたという経験の一つとなり、親（大人）への信頼感を培う元にもなるのです。乳幼児期の最も大切な課題が、人への愛情や信頼感を育むことであるとすれば、絵本の「読み聞かせ」や「おはなし」は、大変大きな意味をもっていると考えられます。

具体的方策

- (ア) 園児及び保護者に向けた読書活動
 - (イ) 地域の子どもや保護者に向けた読書活動
 - (ウ) 乳幼児と中学生・高校生等との交流
 - (エ) 図書資料の充実

(ア) 園児及び保護者に向けた読書活動

保護者に乳幼児期の「読み聞かせ」や「おはなし」の大切さを伝え、発達段階に応じた絵本の紹介や、子どもと一緒に「読み聞かせ」や「おはなし」を体験する機会を充実させます。

また、保育士の読み聞かせやおはなしの研修を引き続き行い、スキルアップを図っていきます。

(イ) 地域の子どもや保護者に向けた読書活動

地域の子育て支援の一環として、地域の子どもやその保護者へ読み聞かせの参加を促すなど、親子での読書活動のきっかけづくりとなる取組を行っていきます。

(ウ) 乳幼児と中学生・高校生等との交流

職業体験学習などにより、乳幼児と中学生・高校生等との交流の場を持ち、中学生・高校生と乳幼児が絵本の「読み聞かせ」の楽しさを共有できる機会を増やしていきます。

(イ) 図書資料の充実

各施設における図書コーナー等の充実に努めています。

(4) 啓発広報活動の推進

ア 「子ども読書の日」と「かわさき読書の日」を中心とした啓発活動の推進

子どもの読書活動の推進にあたっては「子ども読書の日」（4月23日）を中心とする前期と、「かわさき読書の日」を中心とする後期とに1年間を大きく分けることができます。そこで、それぞれの読書の日をはさみ、市立図書館とおはなし会ボランティア等が特色ある読書活動推進の情報を提供し、成果を紹介する啓発広報活動を推進していきます。

具体的方策

- (ア) 「子ども読書の日」における関連ポスターや通信等の配布
- (イ) 「かわさき読書の日」における作家等の講演会や作品展示
- (ウ) 「かわさき読書週間」におけるイベントや催し

(ア) 「子ども読書の日」における関連ポスターや通信等の配布

「子ども読書の日」（4月23日）における関連ポスターを配布したり、「読書のまち・かわさき」通信を発行したりして、家庭における読書活動「家読（うちどく）」の啓発や関係機関が特色ある読書活動に向けてスタートできるよう、啓発広報活動を推進していきます。

(イ) 「かわさき読書の日」における作家等の講演会や作品展示

「かわさき読書の日」は、作家や読書に関係の深い方々による講演会や児童生徒との交流会、市立学校の児童生徒から募集した読書ポスターや標語、本の紹介文、その他多様な表現活動の作品の表彰や展示、市立図書館の活動紹介や読書活動優秀団体表彰等を行います。

また、児童生徒から募集した読書標語やポスターの中から優秀な作品を掲載した読書標語カレンダー等を作成し、保育園、市立学校、市立図書館及び書店に配布するなど、啓発広報活動を推進していきます。

(ウ) 「かわさき読書週間」におけるイベントや催し

「かわさき読書の日」の前後2週間を「かわさき読書週間」とし、各市立図書館や学校、地域で子どもの作品展示やおはなし会、図書交換広場等のイベントを開催し、広く市民を含めた啓発広報活動を推進していきます。

かわさき読書週間での各学校での読書啓発の取組等についてアンケートを実施し、出てきた課題については改善をするようにし、すばらしい取組については、他の学校にも紹介し、効果的な読書啓発に取り組んでいきます。

イ 「読書のまち・かわさき」通信による継続的な啓発活動の推進

これまで発行してきた「読書のまち・かわさき」通信をより一層充実発展させ、市のさまざまな子どもの読書活動推進に関する情報を、関係機関を通して市民に広く紹介していきます。具体的には、「子ども読書の日」や「全市図書ボランティア研修会」、「かわさき読書の日のつどい」の前後に発行する号などを通して、広報活動推進を図っていきます。

ウ 市立図書館の特色を生かした啓発活動

市立図書館では、ホームページや年3回発行する「図書館だより」を通して、市民の読書に関する情報を広く紹介していきます。また、立地や地域性など、各区の図書館が置かれた状況やその地域に合わせた特色を活かし、市立図書館の様々な活動をより多くの市民に知らせることで、更に読書活動の普及を進めています。

また、川崎フロンターレとの協働により、各区においてイベントの開催や啓発物の配布を行うなど、企業等とも連携を図り、読書活動を推進していきます。

エ 子どもの読書活動推進のための大人への啓発活動

乳幼児期の読書活動のきっかけには、親による絵本の読み聞かせが大きな役割を果たします。1歳半健診のときに「えほん大いすき」を配布したり、区役所で「えほん大いすき」を紹介したり、絵本の読み聞かせを通じて親子がふれあい、本と出会うきっかけを作ります。さらに、ポスターを掲示し、乳幼児期の親による読み聞かせを推進していきます。

子どもの読書習慣を形成するには、家庭でも、大人と子どもが一緒に読書を楽しむ環境をつくることが大切です。家庭における読書活動「家読（うちどく）」を推進するため、各家庭での「親子読書の日」の設定を促すなど、親子で本に親しむきっかけとなるよう、広報誌等で啓発します。

【子どもの成長と読書活動支援】

具体的な方策を、子どもの成長過程に沿って整理し、まとめました。

子どもの成長	本との関わり	市立図書館
乳児～幼児期 <ul style="list-style-type: none"> ・言葉を覚える ・話の心地よさを感じる ・言葉のやりとりの中で、話を介して考える素地ができる 	<ul style="list-style-type: none"> * 多くの言葉を豊かな表情で語りかける ・ことばかけ（あやしことはなど）、うた（子守歌、童謡など） ・読み聞かせ、おはなし ・自然・絵画・絵本・演劇・音楽劇等とのふれあいの場を作り、諸感覚を養う 	<p>(乳幼児への取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種おすすめ本のコーナー設置 ・発達段階別のおはなし会開催 ・「えほんたいすき」本のリスト配布 ・新刊案内配布(毎月) ・子育て施設等でおはなし会開催
児童期 <ul style="list-style-type: none"> ・感想、意見のやりとりの中で、考える素地づくりや深化を図る 	<ul style="list-style-type: none"> * 言葉のやりとりの中で <ul style="list-style-type: none"> ・生活の中で、出会った物や出来事、人物等を生かしたお話作りをして、創造力を育む ・読み聞かせをしたり、一緒に話を読んだりする ・地域の交流会などに進んで参加し、情報を得る 	<p>(小学生への取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学生向けおはなし会開催 ・「小学生向け読書 100 選」コーナー等設置 ・調べもの相談お助け隊(夏休み) ・新刊案内配布(毎月) ・一日図書館体験実施 ・課題別パスファインダー（知りたい！調べたい！の道しるべ）の作成 ・小学生ボランティアの受け入れ
青年期 <ul style="list-style-type: none"> ・情報のやりとりの中で、興味や視野を広げる 	<ul style="list-style-type: none"> * 感想、意見のやりとりの中で <ul style="list-style-type: none"> ・図書館や地域施設を積極的に利用する ・本の紹介や読書を通して感じたことや考えたことを家の中で話題にする ・課題図書や授業で学習した教材に関連する本等を家族で読み、意見を交わす * 情報のやりとりの中で <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれが本を紹介しあう ・旅行やスポーツ等の体験したことに関係する本を読んでみる 	<p>(ティーンエイジャーへの取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新刊案内配布（年2回） ・「中学生向け読書 100 選」コーナー等設置 ・中学生が読むおはなし会開催 ・ティーンズコーナーの設置 <p>(学校への取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館見学案内 ・図書館で調べ学習の支援 ・学校向け団体貸出 ・職業体験実施 ・リサイクル図書配布 <p>(ボランティアへの取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本の紹介及び団体貸出 ・おはなし会ボランティア団体の情報交換の場作り ・読み聞かせ講座開催 ・講習への講師派遣

学校	その他の機関 (保育園、地域子育て支援センター、こども文化センター等)
 <p>読み聞かせ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読み聞かせ ・おはなし会（絵本・演劇・音楽劇・絵画等） ・劇遊び 演劇鑑賞（人形劇等） ・保護者交流会 <p>自分で読むことの併用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読み聞かせ、読書 <p>自分で選書し読書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読み聞かせ ・一斉読書等、読書の時間の設定 ・図書館の利用（読む・調べる） ・各教科を通して調べ学習の中で多種多様の本との出会い ・「かわさき子ども読書100選」の活用 ・児童生徒の図書委員としての働きかけ ・読書感想文、感想画への参加活動 ・読書標語、ポスターへの参加活動 ・総括学校司書や学校司書、図書ボランティアによる支援 ・子どもに読ませたい本の選定 ・図書館総合システムの活用と市立図書館とのネットワーク化 	<p>(乳幼児への取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児向けおはなし会開催 ・保護者向け講習会の開催 ・保護者向け子育て本や絵本の貸出  <p>(小学生への取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学生向けおはなし会開催 ・本の貸出 <p>(ティーンエイジャーへの取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学生、高校生が職業体験等で子どもたちに読み聞かせをすることによって、子どもとの交流を通じて本の理解や関心を深める 

3 推進体制

「読書のまち・かわさき」事業を発展させ、地域、学校、行政など子どもの読書活動に係る様々な主体がそれぞれの役割を踏まえながら一体となって、子どもの読書活動推進に努めています。

1 事業推進会議

本計画に基づく施策の推進を図るため、学識経験者、学校関係者、社会教育関係者、行政関係者で構成された、事業推進会議において、家庭、地域、学校における子どもの読書活動についての取組状況や諸課題を協議し、子どもの読書活動を推進します。

2 子ども読書活動連絡会議

子どもの読書活動が行われている現場の意見も聴取しながら施策の推進を図るため、図書ボランティア、総括学校司書、保育園・学校・図書館関係者、その他読書活動に関わっている方（企業等）で構成する、子ども読書活動連絡会議において、子どもの読書に係る事業計画や事業推進に対する意見、提案、評価をいたくとともに、情報収集に努め、子どもの読書活動を推進します。

3 市立図書館と学校図書館との連携会議

各区の市立図書館において、市立図書館と学校図書館担当者との学社連携会議を開催し、情報交換等により、お互いの現状を理解し、協力の在り方を検討していきます。事業推進会議では、市立図書館と学校図書館の連携がさらに進むよう支援します。

4 市立図書館における推進体制

市立図書館では、各地区館の児童サービス担当職員で構成した児童青少年サービス委員会による、児童書（子どもの本）の選書や事業の企画により、子どもに対する図書館サービスの充実を図るとともに、ボランティア同士の情報・意見交換やスキルアップの場となる「川崎市図書館おはなし会ボランティア連絡会」等

の体制により、市立図書館と市民が地域ぐるみで子どもの読書活動を推進していきます。また、各区の特色を活かした読書普及活動を一層推進します。

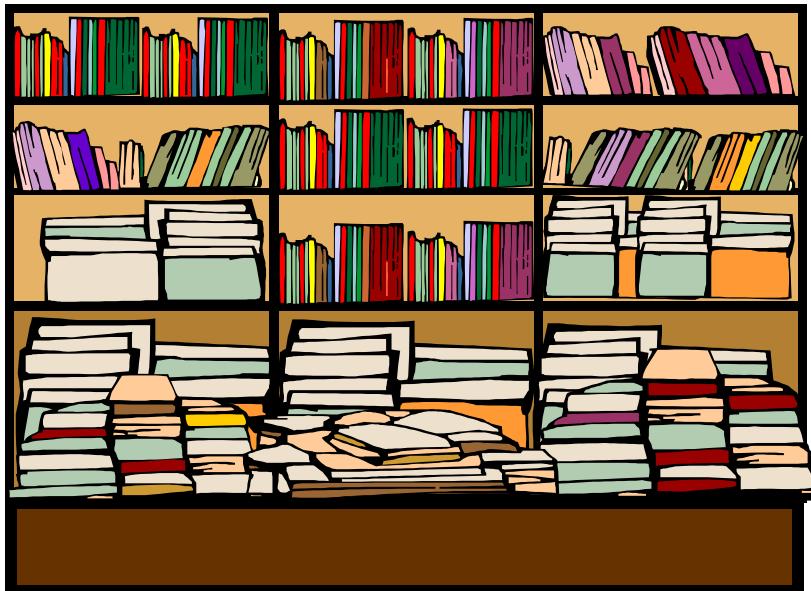
5 庁内における推進体制

本計画を推進するため、教育委員会が中心となり、子どもの読書活動に関する事業などの取組みを行う庁内各部署と連携しながら、着実に取組みを進めていきます。



第4章 資料編

- 「読書のまち・かわさき」事業の経過
- 「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画」実施要綱
- 「読書のまち・かわさき」事業推進会議運営要綱
- 「読書のまち・かわさき」子ども読書活動連絡会議運営要綱
- 学校と市立図書館の連携に関する要綱
- 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 文字・活字文化振興法
- 用語解説



「読書のまち・かわさき」事業の経過

平成 12 年度

【事業推進委員会・ワーキンググループによる事業推進】

- ・ 事業推進委員会において「読書のまち・かわさき事業要項」施行
- ・ 啓発事業（講演会・シンポジウム）開催
- ・ 通信活動（「読書のまち・かわさき通信」発行 第 1 号～第 4 号）

平成 13 年度

【事業推進委員会・ワーキンググループによる事業推進】

- ・ 図書相談員の拠点校パートナー校配置（13 名）
- ・ 研修会開催（学校図書相談員・図書ボランティア）
- ・ 市立図書館との連携事業
市立学校と市立図書館の連携に関する要綱作成（平成 14 年 1 月 1 日から施行）
- ・ 通信活動（「読書のまち・かわさき通信」発行 第 5 号～第 8 号）

平成 14 年度

【事業推進委員会・ワーキンググループによる事業推進】

- ・ 学校図書相談員の各区 2 名配置
- ・ モデル校 3 校決定（西御幸・中原・南生田小学校）
- ・ 研修会開催（図書ボランティア）
- ・ 読書普及講演会
- ・ 通信活動（「読書のまち・かわさき通信」発行 第 9 号～第 12 号）
- ・ 「かわさき子ども読書週間」の位置づけ（10 月 27 日～11 月 9 日）

平成 15 年度

【事業推進委員会・ワーキンググループによる事業推進】

- ・ 事業推進委員会において「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画」策定作業開始
- ・ 学校図書館コーディネーターの配置
- ・ 研修会開催（図書ボランティア・図書館コーディネーター）
- ・ 「かわさき読書の日」のつどい開催
- ・ 事業推進委員会において「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画」草案検討
- ・ 「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画案」についてパブリックコメント聴取
- ・ 通信活動（「読書のまち・かわさき通信」発行 第 13 号～第 18 号）

平成 16 年度

【事業推進委員会・ワーキンググループによる事業推進】

- ・ 事業推進委員会において「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画」策定
- ・ 「子ども読書活動連絡協議会」開催
- ・ 学校図書館コーディネーター各区 1 名配置
- ・ 「かわさき読書の日のつどい」開催
- ・ 「図書館パートナー」配置 (32 校)
- ・ 学校図書館システム研修会開催
- ・ 図書ボランティア研修会開催
- ・ 学校図書館有効活用事業開始 (市内 7 校)
- ・ 通信活動 (「読書のまち・かわさき通信」発行 第 19 号～第 24 号)

平成 17 年度

【事業推進委員会による事業推進】

- ・ 「子ども読書活動連絡協議会」開催
- ・ 学校図書館コーディネーター各区 2 名配置
- ・ 「かわさき読書の日のつどい」開催
- ・ 図書ボランティア研修会開催 (各区ごと及び全市で開催)
- ・ 学校図書館有効活用事業開始 (市内 15 校)
- ・ 「読書のまち・かわさき」シンボルマーク募集
- ・ 「かわさき子ども読書 100 選」編集会議開催
- ・ 「読書標語カレンダー」作成
- ・ 通信活動 (「読書のまち・かわさき通信」発行 第 25 号～第 29 号)

平成 18 年度

【事業推進委員会による事業推進】

- ・ 「子ども読書活動連絡協議会」開催
- ・ 学校図書館コーディネーター各区 2 名配置
- ・ 「かわさき読書の日のつどい」開催
- ・ 図書ボランティア研修会開催 (各区ごと及び全市で開催)
- ・ 学校図書館有効活用事業開始 (市内 17 校)
- ・ 司書教諭研修会開催
- ・ 公共図書館職員・子ども読書活動連絡協議会合同研修会開催
- ・ かわさきゆめ作文コンクール開催
- ・ 「読書のまち・かわさき」シンボルマーク制定
- ・ 「読書標語カレンダー」作成・配布
- ・ 読書活動実践奨励校表彰
- ・ 読書活動優秀団体表彰
- ・ 「かわさき子ども読書 100 選」(小学生版) 発行

- ・ 通信活動（「読書のまち・かわさき通信」発行 第30号～第34号）

平成19年度

【事業推進委員会による事業推進】

- ・ 「子ども読書活動連絡協議会」開催
- ・ 学校図書館コーディネーター各区2名配置
- ・ 「かわさき読書の日のつどい」開催
- ・ 図書ボランティア研修会開催（各区ごと及び全市で開催）
- ・ 学校図書館有効活用事業開始（市内17校）
- ・ 司書教諭研修会開催
- ・ かわさきゆめ作文コンクール開催
- ・ 「読書標語カレンダー」作成・配布
- ・ 読書活動実践奨励校表彰
- ・ 読書活動優秀団体表彰
- ・ 「かわさき子ども読書100選」（中学生版）作成
- ・ 学校図書館コーディネーター公募実施
- ・ 通信活動（「読書のまち・かわさき通信」発行 第35号～第39号）

平成20年度

【事業推進委員会による事業推進】

- ・ 「子ども読書活動連絡協議会」開催
- ・ 学校図書館コーディネーター各区2名配置
- ・ 「かわさき読書の日のつどい」開催
- ・ 図書ボランティア研修会開催（各区ごと及び全市2回開催）
- ・ 学校図書館有効活用事業開始（市内17校）
- ・ 司書教諭研修会開催
- ・ かわさきゆめ作文コンクール開催
- ・ 「読書標語カレンダー」作成・配布
- ・ 読書活動実践奨励校表彰
- ・ 読書活動優秀団体（個人）表彰
- ・ 「かわさき子ども読書100選」（中学生版）発行
- ・ 学校図書館コーディネーター公募実施
- ・ 小学校に図書館総合システム導入
- ・ 中学校図書担当者連絡会開催
- ・ 中学校の図書館総合システム導入に向けて、蔵書整理、バーコードの添付作業
- ・ 通信活動（「読書のまち・かわさき通信」発行 第40号～第44号）

平成21年度

【事業推進委員会による事業推進】

- ・ 「子ども読書活動連絡協議会」開催

- ・学校図書館コーディネーター各区3名配置
- ・「かわさき読書の日のつどい」開催
- ・図書ボランティア研修会開催（各区ごと及び全市2回開催）
- ・学校図書館有効活用事業（市内16校）
- ・かわさきゆめ作文コンクール開催
- ・「読書標語カレンダー」作成・配布
- ・読書活動実践奨励校表彰
- ・読書活動優秀団体（個人）表彰
- ・「かわさき子ども読書100選」（中学生版）発行
- ・小学校、中学校図書担当者連絡会開催
- ・学校図書館コーディネーター公募実施
- ・川崎フロンターレと協働事業
- ・通信活動（「読書のまち・かわさき通信」発行 第45号及び臨時号）

平成22年度

【事業推進委員会による事業推進】

- ・「子ども読書活動連絡協議会」開催
- ・学校図書館コーディネーター各区3名配置
- ・「かわさき読書の日のつどい」開催
- ・図書ボランティア研修会開催（各区ごと及び全市2回開催）
- ・学校図書館有効活用事業開始（市内15校）
- ・小学校、中学校図書担当者連絡会開催
- ・かわさきゆめ作文コンクール開催
- ・「読書標語カレンダー」作成・配布
- ・読書活動実践奨励校表彰
- ・読書活動優秀団体（個人）表彰
- ・「かわさき子ども読書100選」（中学生版）発行
- ・学校図書館コーディネーター公募実施
- ・中学校に図書館総合システム導入
- ・川崎フロンターレと協働事業
- ・通信活動（「読書のまち・かわさき通信」発行 第47号～第50号及び臨時号）

平成23年度

【事業推進委員会による事業推進】

- ・事業推進委員会において「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画（第2次）」策定
- ・「子ども読書活動連絡協議会」開催
- ・学校図書館コーディネーター各区3名配置
- ・「かわさき読書の日のつどい」開催
- ・図書ボランティア研修会開催（各区ごと及び全市2回開催）

- ・学校図書館有効活用事業開始（市内 15 校）
- ・小学校、中学校図書担当者連絡会開催
- ・かわさきゆめ作文コンクール開催
- ・「読書標語カレンダー」作成・配布
- ・読書活動実践奨励校表彰
- ・読書活動優秀団（個人）体表彰
- ・「かわさき子ども読書 100 選」（中学生版）発行
- ・学校図書館コーディネーター公募実施
- ・川崎フロンターレと協働事業
- ・通信活動（「読書のまち・かわさき通信」発行 第 52 号～第 53 号）

平成 24 年度

【事業推進委員会による事業推進】

- ・「子ども読書活動連絡協議会」開催
- ・学校図書館コーディネーター各区 3 名配置
- ・「かわさき読書の日のつどい」開催
- ・図書ボランティア研修会開催（各区ごと及び全市 2 回開催）
- ・学校図書館有効活用事業（市内 14 校）
- ・小学校、中学校図書担当者連絡会開催
- ・かわさきゆめ作文コンクール開催
- ・「読書標語カレンダー」作成・配布
- ・読書活動実践奨励校表彰
- ・読書活動優秀団体（個人）表彰
- ・「かわさき子ども読書 100 選」（中学生版）発行
- ・学校図書館コーディネーター公募実施
- ・川崎フロンターレと協働事業
- ・通信活動（「読書のまち・かわさき通信」発行 第 56 号～第 59 号）

平成 25 年度

【事業推進委員会による事業推進】

- ・「子ども読書活動連絡協議会」開催
- ・学校図書館コーディネーター各区 3 名配置
- ・「かわさき読書の日のつどい」開催
- ・図書ボランティア研修会開催（各区ごと及び全市 2 回開催）
- ・学校図書館有効活用事業（市内 13 校）
- ・小学校、中学校図書担当者連絡会開催
- ・かわさきゆめ作文コンクール開催
- ・「読書標語カレンダー」作成・配布
- ・読書活動実践奨励校表彰
- ・読書活動優秀団体（個人）表彰

- ・「かわさき子ども読書100選」（中学生版）発行
- ・学校図書館コーディネーター公募実施
- ・川崎フロンターレと協働事業
- ・通信活動（「読書のまち・かわさき通信」発行 第60号～第63号）

平成26年度

【事業推進委員会による事業推進】

- ・「子ども読書活動連絡協議会」開催
- ・学校図書館コーディネーター各区3名配置
- ・「かわさき読書の日のつどい」開催
- ・図書ボランティア研修会開催（各区ごと及び全市2回開催）
- ・学校図書館有効活用事業（市内11校）
- ・小学校、中学校図書担当者連絡会開催
- ・かわさきゆめ作文コンクール開催
- ・「読書標語カレンダー」作成・配布
- ・読書活動実践奨励校表彰
- ・読書活動優秀団体（個人）表彰
- ・「かわさき子ども読書100選」（中学生版）発行
- ・「かわさき子ども読書100選」（小学生低高学年版）発行
- ・学校図書館ガイドブックⅡ配付
- ・学校図書館コーディネーター公募実施
- ・川崎フロンターレと協働事業
- ・通信活動（「読書のまち・かわさき通信」発行 第64号～第67号）

平成27年度

【事業推進会議による事業推進】

- ・「子ども読書活動連絡会議」開催
- ・総括学校司書各区3名配置
- ・学校司書配置（モデル校7校）
- ・「かわさき読書の日のつどい」開催
- ・図書ボランティア研修会開催（各区ごと及び全市2回開催）
- ・学校図書館有効活用事業（市内10校）
- ・小学校、中学校図書担当者連絡会開催
- ・「読書標語カレンダー」作成・配布
- ・読書活動実践奨励校表彰
- ・読書活動優秀団体・個人・学校表彰
- ・「かわさき子ども読書100選」（中学生版）発行
- ・総括学校司書公募実施
- ・川崎フロンターレと協働事業
- ・通信活動（「読書のまち・かわさき通信」発行 第68号～第71号）

平成 28 年度

【事業推進会議による事業推進】

- ・ 「子ども読書活動連絡会議」開催
- ・ 総括学校司書各区 3 名配置
- ・ 学校司書配置（モデル校 14 校）
- ・ 「かわさき読書の日のつどい」開催
- ・ 図書ボランティア研修会開催（各区ごと及び全市 2 回開催）
- ・ 学校図書館有効活用事業（市内 10 校）
- ・ 小学校、中学校図書担当者連絡会開催
- ・ 「読書標語カレンダー」作成・配布
- ・ 読書活動実践奨励校表彰
- ・ 読書活動優秀団体・個人・学校表彰
- ・ 「かわさき子ども読書 100 選」（中学生版）発行
- ・ 総括学校司書公募実施
- ・ 川崎フロンターレと協働事業
- ・ 通信活動（「読書のまち・かわさき通信」発行 第 72 号～第 75 号）

平成 29 年度

【事業推進会議による事業推進】

- ・ 「子ども読書活動連絡会議」開催
- ・ 総括学校司書各区 3 名配置
- ・ 学校司書配置（モデル校 21 校）
- ・ 「かわさき読書の日のつどい」開催
- ・ 図書ボランティア研修会開催（各区ごと及び全市 2 回開催）
- ・ 学校図書館有効活用事業（市内 10 校）
- ・ 小学校、中学校図書担当者連絡会開催
- ・ 「読書標語カレンダー」作成・配布
- ・ 読書活動実践奨励校表彰
- ・ 読書活動優秀団体・個人・学校表彰
- ・ 「かわさき子ども読書 100 選」（中学生版）発行
- ・ 総括学校司書公募実施
- ・ 川崎フロンターレと協働事業
- ・ 通信活動（「読書のまち・かわさき通信」発行 第 76 号～第 79 号）

「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画」実施要綱

(趣旨)

第1条 家庭・地域・学校が一体となった読書活動のあり方を研究することによって子どもたちの豊かな心と自ら学ぶ力を育むための「読書のまち・かわさき」事業を行う。

(目的)

第2条 子どもが夢や想像を広げ、感性や表現力を高め、自ら考え、健やかに生きる力を育むこと等、読書の意義を踏まえ、「子ども読書推進計画」に基づき川崎らしい魅力的な子どもの読書活動の推進と充実を図る。

(事業内容)

第3条 「読書のまち・かわさき」事業において、子どもの読書活動を推進するために、教育委員会は次の事業を行うものとする。

- (1) 家庭における子どもの読書活動の推進
- (2) 地域における子どもの読書活動の推進
- (3) 学校における子どもの読書活動の推進
- (4) 啓発広報活動の推進
- (5) その他の目的達成に必要な事業

(意見聴取)

第4条 教育委員会は第3条の事業の推進に関し、「読書のまち・かわさき事業推進会議」(以下「推進会議」という)及び「子ども読書活動連絡会議」(以下「連絡会議」という)から意見を聴取する。

(推進会議及び連絡会議の運営等)

第5条 推進会議、連絡会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

(その他の事項)

第6条 この要綱によるものほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年9月6日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成16年6月30日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

「読書のまち・かわさき」事業推進会議運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画」実施要綱第4条の規定に基づき、「読書のまち・かわさき事業推進会議」（以下「推進会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 家庭における子どもの読書活動の推進
- (2) 地域における子どもの読書活動の推進
- (3) 学校における子どもの読書活動の推進
- (4) 啓発広報活動の推進

(構成)

第3条 次の委員によって推進会議を構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 行政関係者

(庶務)

第4条 推進会議の庶務は、学校教育部指導課及び生涯学習部生涯学習推進課において処理する。

(その他の事項)

第5条 この要綱によるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成12年9月6日から施行する。

(施行期日)

この要綱は平成16年6月30日から施行する。

(施行期日)

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

「読書のまち・かわさき」子ども読書活動連絡会議運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画」実施要綱第5条の規定に基づき、「読書のまち・かわさき 子ども読書活動連絡会議」(以下「連絡会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は次の事項を所掌する。

- (1) 子どもの読書活動に関わること
- (2) その他必要な事項

(構成)

第3条 次の委員によって連絡会議を構成する。

- (1) 図書ボランティア
- (2) 川崎市総括学校司書
- (3) 保育園・幼稚園・学校・図書館関係者
- (4) その他読書活動にかかわっている者

(庶務)

第4条 連絡会議の庶務は、学校教育部指導課及び生涯学習部生涯学習推進課において処理する。

(その他の事項)

第5条 この要綱によるものの他、必要な事項は教育長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成16年6月30日から施行する。

(施行期日)

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

学校と市立図書館の連携に関する要綱

(目的及び意義)

第1条 この要綱は、「学校図書館法」第4条及び「図書館法」第3条の趣旨にもとづき、川崎市における学校図書館と市立図書館（以下、図書館という。）の相互協力を幅広く展開するために、市立学校（以下、学校という。）と図書館の連携について必要な事項を定めるものである。

(連携の内容)

第2条 この要綱に基づく協力関係は、次のとおりとする。

(1) 資料の相互利用

- ア 図書館は、学校から教育活動を充実することを目的とした資料提供の依頼があったときは、その目的がかなうよう支援をする。
- イ 学校は、図書館から協力の要請があったときは、学校教育に支障がない限りにおいて、資料の提供などを行う。
- ウ 図書館と学校は、特に地域に関する資料、情報の収集について積極的に交流し相互に援助する。

(2) 学校図書館の情報ネットワーク化

学校は、図書館のネットワークシステムと連携して学校図書館のネットワーク化を進める。図書館は、学校図書館の蔵書のデータベース化が効率的に進むよう支援をする。

(3) 施設の利用

- ア 図書館は、学校が授業で図書館を活用するときは、他の利用者の支障とならない範囲で協力する。
- イ 学校は、図書館が地域で行う事業で学校を活用するときは、教育活動に支障がない範囲で協力する。

(4) 職員の相互交流・研修

学校及び図書館は、職員やボランティアの研修等への参加、講師の派遣など相互に便宜を図る。また、ボランティア希望者など地域の人材の紹介を行う。

(5) 連携会議の開催

相互協力が効果的に推進できるよう「学校と図書館の連携会議」を各区において定期的に行う。会議の召集は図書館が行う。

(その他)

第3条 この要綱を定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども(おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

※ 平成13(2001)年12月12日公布・施行

文字・活字文化振興法

(目的)

第1条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第3条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第6条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第7条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第8条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第9条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第10条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第11条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、10月27日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第12条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

※ 平成17(2001)年7月29日公布・施行

用語解説

<解説末尾のカッコ内は、本冊子参照ページ（初出）>

A～Z

- FMかわさき 市内の情報を発信しているラジオ番組。 (P15)
- K E I N S - N E T 川崎市教育情報ネットワークの略称。川崎市内の学校間や教育機関をネットワークでつなぎシステム。 (P11)
- あ** ● 家読（うちどく） 家庭における読書活動。 (P29)
- えほんだいすき 乳幼児向け絵本リスト。 (P3)
- おはなし会 絵本の読み聞かせや素話（ストーリーテリング）、紙芝居、パネルシアターなどを行う会。学校図書館においては、図書ボランティアや、児童の図書委員会が行うことが多い。 (P3)
- か** ● 学社連携会議 市立図書館および市立小・中学校との協力・連携について話し合う会議。図書館職員、市立小・中学校の図書担当教諭、総括学校司書等が参会している。 (P5)
- 学校司書 平成 26（2014）年の学校図書館法改正により学校司書は法に位置づけられることになった。「学校図書館の運営の改善、向上を図り、児童生徒、教員の学校図書館利用の促進」を図る職務に従事する。 (P8)
- 学校司書配置モデル事業 平成 27（2015）年度から 3 年間にわたり、学校司書を川崎市内小学校にモデル的に配置し、効果の検証を行った事業。 (P9)
- 学校図書館オンラインシステム 学校図書館がシステム化され、「川崎市図書館総合システム」が平成 20（2008）年度以降、本格運用されている。公共図書館と同一のサーバー、共通のデータベースをもつことで、学校図書館で持っていない資料でも、公共図書館の資料を検索できるようになった。学校にあるシステムの端末では、校内の本の貸出・返却等ができる。 (P11)
- 学校図書館図書標準 公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、文部科学省が平成 5（1993）年 3 月に定めたもの。 (P11)
- 学校図書館ガイドブックⅡ 平成 16（2004）年度に学校図書館運営の指針を示すものとして「読書のまち・かわさき」事業推進委員会、川崎市立小学校情報教育研究会、川崎市立中学校教育研究会図書館部会、川崎市立図書館及び、総括学校司書によって編集されたもの。各学校が創意工夫ある読書活動を充実発展させるために、読書活動の内容、環境整備、学校図書館にかかわる人の役割などが記されている。平成 28 年に一部改定。 (P9)

- 神奈川県内公立図書館ネットワーク 神奈川県内公立図書館の本の相互貸借や物流などのネットワーク。
(P22)
- 川崎市男女共同参画センター 川崎市の男女平等施策の推進拠点として、男女共同参画に関する調査・研究、女性のための総合相談、男性のための電話相談、防災や男性の子育て・地域活動への参画及び女性の再就職・就業継続などの講座・研修会の開催など、様々な事業を行っている。(P6)
- かわさき子どもの権利の日 11月20日。(かわさき子どもの権利に関する条例第5条により制定)
(P7)
- かわさき子どもの権利の日のつどい 「かわさき子どもの権利の日」前後の時期に、広く子どもやおとなが参加できる形で、子どもの権利についての広報・啓発を行う事業。
(P7)
- かわさき子ども読書100選 川崎市教育委員会(読書のまち・かわさき事業推進委員会)が編集・発行した推薦図書リスト。小学生低学年版、小学生高学年版、中学生版に分冊されている。(P3)
- 川崎市総合計画 川崎市がめざす都市像やまちづくりの基本目標を定めた「基本構想」と、基本構想に定める5つの基本政策を体系的に推進するために政策の方向性を明らかにする「基本計画」、これらのビジョン・方向性に基づき、中期の具体的な取組や目標を定める「実施計画」で構成されている。平成29(2017)年度は、第1期実施計画の最終年度となるため、平成30(2018)年度から平成33(2021)年度までの4年間を計画期間とする第2期実施計画を策定する。(P1)
- かわさき教育プラン 川崎市の教育施策を総合的かつ体系的に推進し、今後めざすべき基本理念や目標などを実現するための計画で、教育委員会の取組内容を記載した行政計画であるとともに、学校・家庭・地域などの多様な主体との連携・協力の下に取組を推進するための指針となるもの。なお、現在のかわさき教育プランは、平成27(2015)年度から概ね10年間を対象期間とし、平成30(2018)年度から平成33(2021)年度までの4年間を計画期間とする第2期実施計画を策定する。
(P1)
- かわさき読書週間 かわさき読書の日(11月第1日曜日)の前後2週間をかわさき読書週間とし、図書館や学校などで読書に関する様々な取組を行っている。(P5)
- かわさき読書の日 11月第1日曜日。かわさき読書の日を中心に読書啓発活動を行う。
(P7)
- かわさき読書の日のつどい 毎年かわさき読書の日に行われる読書活動に関するイベント。児童生徒から募集した読書ポスター・標語・本の紹介文の優秀賞受賞者の表彰、読書活動優秀団体等の表彰、作家等による講演会や講師と児童生徒との交流会などを行っている。(P7)

●基本図書目録	学校図書館においては、「学校図書館基本図書目録」という。これだけはぜひ備えておくべきだとされる、いわば「必備図書目録」と、揃えるのが望ましい、このリストから選択すべきであるという「選定図書目録」がある。(P11)
●子育てサロン	子どもとその保護者を対象に、地域の社会福祉協議会、民生委員児童委員、主任児童委員、及びボランティアが中心となり実施する育児交流の場。子どもを遊ばせながら、ママ同士のお喋り、情報交換や育児の相談ができる。(P6)
●子ども読書の日	4月23日。(子どもの読書活動の推進に関する法律第10条により制定) (P5)
●こどもページ	図書館の利用案内やおすすめ本リストを掲載した川崎市立図書館のこども向けのホームページ。(P3)
●こども文化センター	児童が健やかに育ちゆく願いをこめて、児童の地域での遊びの拠点として、自由に遊び、学びあいながら児童への自主性・創造性・協調性を養うことを目的とした施設。(P6)
●司書教諭	学校図書館の専門的業務にあたる職員(司書)のことで、学校教育の重要な一部分を担うものであり、教諭であることが前提とされているために、特に司書教諭を名づけられている。(P9)
●施設向けリユース会	図書資料の有効活用のため行われる、施設向けのリユース資料譲渡会。図書館除籍資料及び寄贈受入外資料のうち、児童向け図書について、資料の有効活用が見込まれる施設(保育施設、児童福祉施設、病院、その他)を対象として行う。(P13)
●児童青少年 サービス委員会	図書館の児童サービス担当職員で構成される委員会。(P3)
●授業支援図書セット	学校における調べ学習や読書指導などを支援するために作られた図書セット。授業に関連する単元や教科書で紹介されている本をテーマ毎にセットにしたもの。学校以外への貸し出しあげは行わない。(P5)
●選書	図書館に受け入れている図書その他の資料を選定すること。(P3)
●蔵書	図書館に収集所蔵されている図書、資料。(P11)
●総括学校司書	旧称は学校図書館コーディネーター。川崎市の非常勤職員。市立小・中学校及び特別支援学校の図書館を巡回し、学校図書館の環境整備や読書活動等について、学校の司書教諭や図書ボランティアの支援を行う。(P8)

た	●団体貸出室	市立学校の授業支援セットやおはなし会ボランティアの読み聞かせ資料等を保管している部屋。(P4)
	●適応指導教室	不登校の児童生徒を対象とした施設で、教育相談、体験活動等多様な活動を計画的に行い、その自主性の育成や人間関係の適応性を高めることによって、学校への復帰、社会的な自立を目指すことを目的としている。(P12)
	●読書活動実践 奨励校の表彰式	川崎北ライオンズクラブによる「読書のまち・かわさき」事業支援として、読書を推進する活動に意欲的に取り組んでいる学校を表彰し、読書環境の一層の充実に寄与する。(P14)
	●読書のまち・ かわさき 子ども読書活動 連絡会議	子どもの読書活動に関わることを所掌する会議。委員は図書ボランティア、総括学校司書、保育園・幼稚園・学校・図書館関係者・その他読書活動にかかわっている者によって構成する。(P9)
	●読書のまち・ かわさき 事業推進会議	家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進を所掌する会議。委員は学識経験者、学校関係者、社会教育関係者、行政関係者などによって構成する。(P9)
	●「読書のまち・ かわさき」通信	「読書のまち・かわさき」事業に関する、事業内容の取組の周知や通信広報を行うためのもの。年間4回の発行。(P14)
	●図書館総合システム	市立図書館・市立学校図書館図書室の資料データや利用者データを一元的に管理し、貸出や予約、資料検索などの業務を行うためのコンピュータシステム。(P6)
	●図書担当者連絡会	市立特別支援学校の司書教諭や図書担当教諭を対象とした会。学校図書館の活用や図書館総合システムについての理解を深めて、学校図書館の活性化を図ることを目的としている。(P9)
	●地域子育て 支援センター	0歳から就学前までの子どもと保護者に対して、自由に交流ができる場や子育て情報の提供、子育て講座やイベントの実施のほか、気軽に子育て相談ができる施設。(P3)
は	●配架	書架上に図書資料を配列すること。図書資料の分類表に基づいて順序よく配列する。(P6)
	●パスファインダー	テーマに関する資料や情報を探すための手順を簡単にまとめたもの。(P31)
	●ブックトーク	ある一つのテーマに沿って、数冊の本を順序よく組み合わせ、紹介すること。学校図書館では読書指導の一環として行われる。本やテーマに興味を持たせ、読書意欲を喚起させることが目的。(P12)

●ブックリスト	あるテーマに関連する本のリスト。あるいは研究課題に対して参考となる本のリスト。(P3)
●フロンターレと本を読もう！	プロサッカーチーム川崎フロンターレと協働した読書推奨キャンペーン事業。(P14)
●放課後児童健全育成事業	児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。(P6)
●ボランティア支援 おはなし会用 図書セット・材料	読み聞かせボランティアグループや団体が実施する読み聞かせ等の企画、研修及び、図書館との共催・協働事業などの活動を支援するため作られたもの。保育園、幼稚園等にも貸出している。川崎市立図書館・分館で登録した団体に貸し出すもので、個人利用者への貸し出しは行わない。「図書セット」は、季節や年令別に絵本を10冊ずつセットにしたもの。「幼児向け」「5歳～低学年向け」「中学年向け」「高学年向け」がある。「材料」には、「エプロンシアター」「パネルシアター」「大型紙芝居」「行事の紙芝居」がある。(P4)
よ ●読み聞かせ	主として子どもたちに対して、本を読んで聞かせること。絵本の絵を見ながら読んで聞かせるのが一般的であるが、物語を朗読する場合もある。(P3)
ら ●レファレンス	利用者からの質問に対し、図書館員が図書館の資料と機能を活用して資料の検索を援助し、資料を提供し、あるいは回答を与えるなど、利用者と資料とを結び付ける業務。 レファレンス・サービスともいう。(P8)
●連合文化祭	川崎市中学校連合文化祭。中学校生活における芸術・文化の学習を全市的に充実、発展させるための場。(P9)
わ ●わくわくプラザ	放課後や土曜日・夏休みなどに、小学校施設を活用して児童の遊びや生活の場を確保し、様々な文化・スポーツ活動などを行い、異なる年齢層の仲間づくりを支援する事業。(P6)



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

読書のまち・かわさき
子ども読書活動推進計画（第3次）

平成30（2018）年 月

川崎市教育委員会事務局

生涯学習部 生涯学習推進課

学校教育部 指導課

電話 044-200-3302

電話 044-200-3284

FAX 044-200-3950

FAX 044-200-2853

E-mail:88syogai@city.kawasaki.jp

E-mail:88sidou@city.kawasaki.jp

読書のまち・かわさき 子どもの読書活動推進計画（第3次）（案） に対する意見募集について

川崎市では、平成12（2000）年の子ども読書年を契機に「読書のまち・かわさき」事業を立ち上げ、平成16（2004）年に「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画」を策定しました。計画期間は概ね5年とし、状況の変化に対応しながら計画の改定を行い、読書活動の推進を図ってきました。このたび、これまでの取組を継続・発展させるため、「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画（第3次）（案）」をとりまとめましたので、市民の皆様から意見を募集いたします。

1 意見募集期間

平成30年2月9日（金）～平成30年3月12日（月）

※郵送の場合は当日消印有効です。

2 資料の閲覧場所

- (1) 各区役所（市政情報コーナー）
- (2) かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階）
- (3) 川崎市立図書館（分館を除く）
- (4) 教育委員会事務局 学校教育部 指導課（明治安田生命川崎ビル4階）

※川崎市ホームページからも御覧いただけます。

3 意見書の提出方法

御意見、住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先を明記の上、次の方法により、教育委員会事務局学校教育部指導課に御意見をお寄せください。

- (1) 電子メール（ホームページ上のフォームメール）

川崎市ホームページの「意見公募（パブリックコメント）」にアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用フォームメールを御利用ください。

- (2) 郵送・持参

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地（明治安田生命川崎ビル4階）

川崎市教育委員会事務局 学校教育部 指導課 宛て

- (3) ファックス

ファックス番号 044-200-3950

4 その他

- (1) 意見書の住所、氏名及び電話番号は、意見の内容を確認させていただく場合があるため、記載をお願いするものです。他の目的には使用せず、適切に管理いたします。
- (2) お寄せいただいた御意見は、個人情報を除き類似の内容を整理又は要約した上で、御意見とそれに対する本市の考え方を取りまとめてホームページ上等で公表する予定です。
- (3) お寄せいただいた御意見に対する直接の回答はいたしませんので御了承ください。

5 問合せ先

川崎市教育委員会事務局 学校教育部 指導課

電話 044-200-3242